

岩手県災害時栄養・食生活支援 マニュアル



岩手県保健福祉部

平成26年3月
—令和4年7月版—

目 次

第1章 マニュアルの基本的事項.....	1
1 マニュアル策定の趣旨	
2 マニュアルの性格	
3 被害想定	
第2章 東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の状況.....	2
1 他自治体、団体からの支援状況	
2 管理栄養士等の対応	
3 管理栄養士等による主な活動事例	
第3章 平常時からの体制整備.....	7
1 本庁の役割	
2 保健所の役割	
3 市町村の役割	
4 関係団体等の役割	
第4章 災害時における栄養・食生活支援の実際.....	12
1 県内派遣に伴う基本事項	
2 被災状況報告書による報告の流れ	
3 災害発生後における健康管理活動班及び食生活改善推進員の組織化	
第5章 県外で災害が発生した際の派遣について.....	21
1 県外派遣に伴う基本的事項	
2 情報の共有	
第6章 特定給食施設等について.....	23
1 特定給食施設に対する給食管理指導の留意点	
2 特定給食施設における取組み	
【資料編】 様式、ポスター（例示）、参考資料.....	27
○ 様式	
○ 平常時のセルフチェック	
○ 岩手県と関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧	
○ 大船渡市と株式会社マイヤとの協定書	
○ 避難所での1週間のサイクルメニュー（例示）	
○ ポスター（例示）	
○ 派遣に係る必要物品	
○ 県内の特定給食施設等の状況	
○ 災害時における管理栄養士等派遣の状況について	
○ 災害発生時の派遣体制	
○ 被災支援者の心構え	
○ 栄養相談の際に確認する身体所見のポイント	
○ 災害時の栄養・食生活支援に係る関係法令・通知等	
○ 災害時の栄養・食生活支援関係機関・団体一覧	
○ 参考、引用文献	

第1章 マニュアルの基本的事項

1 マニュアル策定の趣旨

東日本大震災津波においては、これまでの災害により必要とされていた、疾病及びアレルギー保有者や高齢者等健康弱者への栄養アセスメント等に加え、発災直後からの食料確保や支援物資の有効活用など栄養・食生活支援の有用性が確認されている。

そのため、本県において大規模災害が発生した際、発災当初から管理栄養士・栄養士（以下、「管理栄養士等」という。）による栄養・食生活支援が円滑に実施できるよう、平時からの準備も含めたマニュアルを作成した。

2 マニュアルの性格

本マニュアルは、岩手県の「災害時栄養・食生活支援マニュアル」として、県、市町村及び（公社）岩手県栄養士会、岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会、栄養系の大学及び短期大学等の関係団体が、栄養・食生活支援を効果的に展開するための基本的事項を定めたものである。

地震、津波及び噴火等の大規模な自然災害やテロ等の人的災害により住民が避難所等へ避難した場合、発災後からの避難所での生活、仮設住宅等での復興期における栄養・食生活支援活動に関しては、本マニュアルに基づき実施するものとする。

また、第5章の「県外で災害が発生した際の派遣について」では、県外で大規模災害が発生した際の派遣に伴う基本的事項を記載している。

ただし、本マニュアルは、大規模災害時における栄養・食生活支援の標準的な活動指針を示すものであるため、実際の発災時には、本マニュアルを参考にしながらも、現場の状況に合わせた活動を展開することとする。

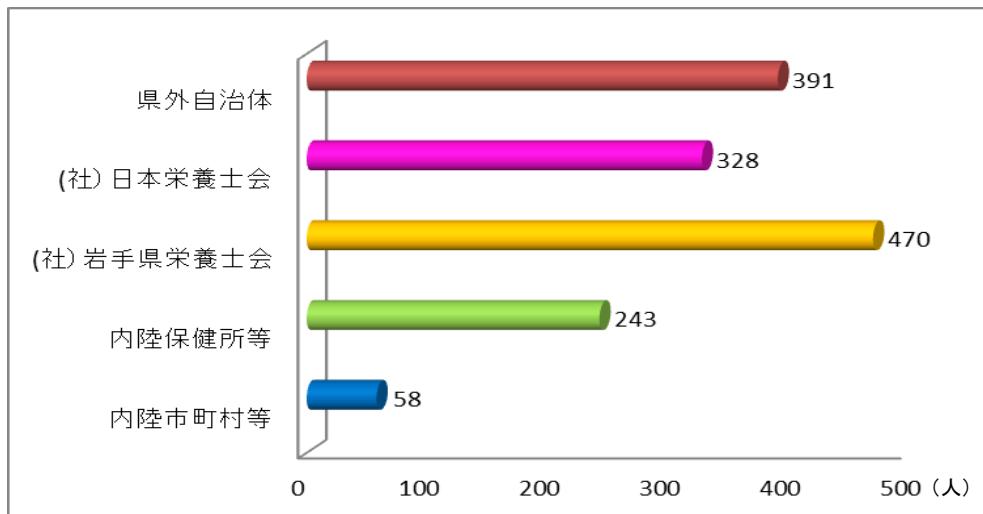
3 被害想定

岩手県地域防災計画に基づき、県又は市町村が「健康管理活動」を実施するような規模の災害が発生した際は、本マニュアルを活用した栄養・食生活支援活動を実施するものとする。

第2章 東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の状況

1 他自治体、団体からの支援状況

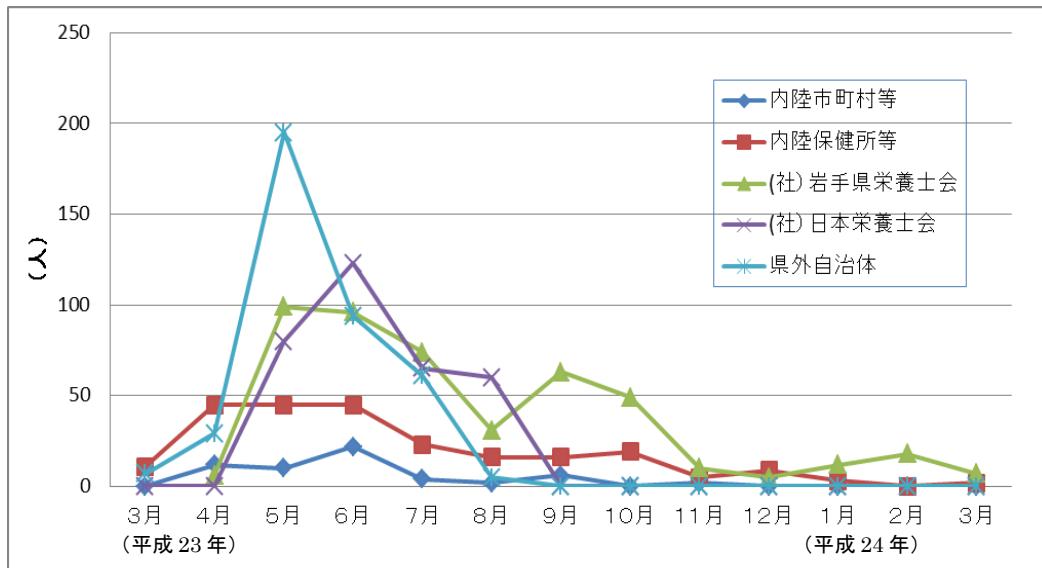
(1) 団体等別派遣状況



※別途一関市から年間派遣 1 名

発災後から平成 24 年 3 月 31 日までの期間で、岩手県内の被災地における管理栄養士等の派遣状況をみると、延べ 1,490 名が従事し、内訳を団体等別にみると、(社) 岩手県栄養士会（当時）が 470 名と最も多く、次いで県外自治体が 391 名、(社) 日本栄養士会（当時）が 328 名となっていた。

(2) 月別所属別派遣状況



月別所属別の派遣状況をみると、5 月にピークを迎えており、11 月からは内陸保健所や (社) 岩手県栄養士会（当時）等、県内の管理栄養士等の支援が中心であった。

第2章 東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の状況

2 管理栄養士等の対応

東日本大震災津波以降、平成23年8月頃までの国の動きと被災地における管理栄養士等の活動状況は下記のとおりである。

時 期	被災地における管理栄養士等の主な取組み	厚生労働省からの主な通知
震災後 3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難住民への食の確保及び提供 ■ 避難者に対する個別栄養支援 ■ 普通の食事が食べられない方への対応 ■ 被災状況報告及び支援要望 ■ 保健チームの一員として管理栄養士等が派遣され栄養・食生活支援を開始 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「被災地への行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣について」(平成23年3月20日付 厚生労働省健康局総務課地域保健室保健指導室通知) □ 「避難所等で生活する者への栄養・食生活支援について(協力依頼)」(平成23年3月22日付厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室通知)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援食料調整による最低栄養量の確保 ■ 避難所栄養調査及び衛生指導 ■ 食事回数及び栄養量の確保、炊事軽減 ■ 生活習慣病、エコノミークラス症候群対策 ■ 特定保健用食品、サプリメント、離乳食、介護食、ビタミン強化米を確保し栄養指導を強化 ■ 避難所への弁当仕出し給食の開始 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参考量について」(平成23年4月21日付厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室通知)
5 ～7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理栄養士等の派遣の増加 ■ 栄養支援チームによる支援体制確立 ■ 他職種との連携による活動 ■ 避難所栄養摂取状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ⇒結果と課題検討 ⇒復興支援計画作成 ⇒派遣チームと協働した栄養改善指導 ■ 避難所の食環境整備 ■ 応急仮設住宅生活者の食生活支援 ■ 応急仮設住宅生活者の食料確保 ■ 被災市町村での乳幼児健診等の再開 ■ 対象に応じた栄養教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「『避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン』について」(平成23年6月3日厚生労働省健康局総務課地域保健室通知) □ 「避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について」(平成23年6月14日付厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室通知)
8月～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅生活者への食生活巡回支援 ■ 独居高齢者(男性)の生活習慣病予防 ■ 派遣管理栄養士等は8月末で概ね派遣終了 ■ 被災自治体による復興支援活動は継続 	

3 管理栄養士等による主な活動事例

東日本大震災津波における岩手県内の主な栄養・食生活支援活動状況は下記のとおりである。

■必要な食料・栄養の確保	震災直後～約3ヶ月 (食料が安定供給されるまで)	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフラインの停止や交通の遮断により、地元市町村が避難所生活者に提供すべき食料が枯渇した。岩手県地域防災計画での食料確保及び斡旋は基本的には農林水産部担当であるが、行政栄養士は日頃から地元食品企業、営業施設等と関わりがあったため、別ルートでの食料が確保できた。 ② 被災住民に供給するために必要な量の食料の搬送が無かつたため、県の物資集積拠点に直接出向き確保を行った。 ③ 県流通課(食料調達担当)に避難所生活者の健康状況を伝え、管理栄養士等の視点から調達すべき食品を依頼した。 ④ 炊出し担当者の疲労を軽減するため、調理済み食品提供業者のリストを県流通課へ提供した。 ⑤ 内陸から弁当を宅配して学校給食を再開した際に、市町村の管理栄養士等が弁当業者と協議し、アレルギー患者の児童生徒の給食について配慮を行った。
■栄養アセスメント支援	震災直後～1年(応急仮設住宅移転後も)	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所ではおにぎりやカップ麺、水等が最初の食事となった。管理栄養士等の視点から、離乳期の乳幼児には細かくつぶして与えるように母親に指導し、確保した離乳食を提供し、妊娠中の女性には塩分摂取についての注意を喚起した。また、特定保健用食品及びサプリメント等の提供も行った。 ② アレルギー患者に対しては、食品の選択についての指導を行った。また、アレルギー支援ネットワークと連絡を取り、適宜食品の提供を依頼した。 ③ 噫下困難者及び慢性疾患患者等、食事に特別な配慮が必要な避難者には、個々の状況に応じた細やかな指導が必要となったため、避難所の炊出し担当者への助言や、特定保健用食品の提供等を行い、重症度により市町村本部に連絡し、福祉避難所への移転を仲介した。 <p>※ 避難所において管理栄養士等の常駐は難しいことから、食事の配慮が必要な方に対する情報は、避難所担当職員や避難所代表者に伝え、経過観察、緊急時連絡を依頼した。</p>

第2章 東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の状況

<p>■円滑な炊出し運営</p>	<p>震災直後～3ヶ月（応急仮設住宅移転前まで）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所で提供される食事の栄養の質・量の確保に配慮した献立作成を行った。また、避難所炊出し担当者に対する状況の確認や栄養調査結果を通じ、喫食者に見合った食事の内容を指導した。 ② 炊事担当者の疲労軽減のために、栄養士が献立作成、材料調達及び食材配付をした市町村もあった。 ③ 適切な調理機材の確保、炊出し担当者の健康確認と手洗い及び着衣の清潔を依頼し、食中毒予防を喚起した。また、ポスター掲示等による啓発で、避難者に対しても手洗いを呼びかけた。 ④ 肉等の生鮮食品の提供には冷蔵庫の設置が必要であるが、避難所でその状況を調査した結果、冷蔵庫が設置されていない箇所が半数以上であった。そのため、市町村物資担当課に発注し、確保した。
<p>■二次被害の予防</p>	<p>震災直後～3ヶ月（応急仮設住宅移転前まで）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 長期化する避難所生活において、ビタミン、ミネラル欠乏による口内炎、口角炎や貧血が避難所巡回で散見されるようになった。そこで、ビタミン強化米を県庁に依頼し、自衛隊及び避難所に配付するとともに、在宅避難者に対しては、世帯分配用米に強化米50gを分封して添付した。また、鉄、カルシウム等の不足は含有する食材入手が困難であったため、特定保健用食品やサプリメントを活用した。 ② 高血圧や糖尿病等の生活習慣病の悪化が多くみられたことから診療及び服薬状況を確認するとともに、食事の取り方について指導を行った。特に避難所においては、菓子、飲み物、カップ麺等が自由に摂取できる状況であったことから、エネルギー制限等を説明し、提供食品にも「食べ過ぎに注意」等の掲示をした。また、避難所管理者にも注意喚起をした。 ③ 避難所では運動量が低下するため、エコノミークラス症候群の予防が課題となったことから、避難者に呼びかけて軽い運動やストレッチを行った。また、健康運動指導士や運動ボランティアの協力のもとに、各避難所の子供達を運動リーダーとして体操等に参加させた。

第2章 東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の状況

<p>■ 食の自立促進</p>	<p>応急仮設住宅移転後～</p>	<p>① 応急仮設住宅は小中学校等の敷地内、あるいは山間の市町村所有地に建設された。応急仮設住宅入居後は市町村からの支援食料提供は中断されたため、遠隔地に居住する生活者、特に自家用車を保有していない高齢者は食糧入手が困難となった。そのため、移動販売業者の情報を把握している保健所において、当該業者に応急仮設住宅の建設場所を知らせ、食環境整備を推進した。また、量販店に少量でのパック詰め及び多種多様な食品の販売等を依頼し、住民のニーズに沿った食糧の確保を支援した。</p> <p>② 家族を失い自炊が必要となった男性の中には、1日1食のみの食事を摂取する方や、アルコールの摂取が多くなった方もいた。そこで、食生活改善推進員や食品企業の協力を得て、応急仮設住宅集会所単位に簡単で野菜たっぷりなバランスの良いレシピの料理教室を開催した。また、男性だけの料理教室の開催や、料理レシピの配付などを行い、食事の自立を支援した。</p> <p>③ 敷地内に応急仮設住宅が建設になった小中学校では、代替地に校庭を整備し、児童生徒の運動量を保持するよう取り組んでいた。しかし、狭い仮設住宅での生活や、おやつの過剰摂取等により肥満傾向の児童が増加したため、栄養教諭と連携した食育を推進している。</p>
<p>■ 栄養調査に基づく食生活支援</p>	<p>応急仮設住宅移転後～</p>	<p>① 栄養摂取状況調査を実施し、その結果に基づき、栄養教室の開催等の食生活支援を実施した。</p> <p>② 管理栄養士等による家庭訪問を実施し、ハイリスク者の早期発見及び対応を行った。</p>

コラム 1 たくさんの御支援に感謝

震災後は、炊出し支援、避難所の栄養生活状況調査、避難所への巡回指導、強化米の配布、サイクルメニューの導入、応急仮設住宅入居者の要支援者の訪問指導、応急仮設住宅入居者等の栄養・食生活状況調査の実施、食生活改善料理講習会等たくさんの活動を実施することができました。

岩手県栄養士会を始め、たくさんのご支援のおかげで、被災者等の支援を継続して行っております。心から感謝いたします。ありがとうございました。



(大船渡市生活福祉部保健介護センター 菅原松子)

第3章 平常時からの体制整備

災害時の栄養・食生活支援としては、食材の確保や被災者への食事提供をはじめ、アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな対応等がある。これらを発災後初期段階から速やかに実施するため、平常時から支援の体制を整備する。

また、新潟県が作成した平常時のセルフチェック表（本庁、保健所、市町村）を資料編（P. 39～41）に掲載するので参考にされたい。

1 本庁の役割

(1) 保健所及び他部局との連携

岩手県地域防災計画で、栄養・食生活支援に関わる分野は、環境生活部県民くらしの安全課による「避難所等での食品衛生の確保」及び「飲料水の需給に係る連絡調整」、農林水産部流通課による「食料品等物資の調達」等があり、災害時に最も連携が必要となる保健所及び関係部局等とは平常時から連携を図る。

(2) 研修会の開催

本マニュアルの周知及び災害時の栄養食生活支援に係る人材育成のため、研修会を開催する。

(3) 関係機関・団体との連携

災害時に備え、厚生労働省や（公社）岩手県栄養士会、（一社）岩手県看護協会及び岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会等の関係団体等との連携体制を構築する。

なお、災害時における食料等の確保のため、県において関係団体等と災害時における応援協定が締結されている。（資料編 P.42 参照）

(4) 食生活支援対策協議会（ネットワーク）の設置

災害時における県民の栄養・食生活支援対策を検討、実施することを目的とした協議会の設置を進める。

本協議会は、県内の栄養・食生活にかかる専門職能団体、災害時の食料等提供団体、食生活改善推進員団体のボランティア等をメンバーとし、災害等発生時の情報伝達方法の確認、各団体等の支援内容の共有化を図り、連携協力できるようネットワーク化を進める。

(5) 食品等の備蓄について

岩手県地域防災計画では、各家庭において家族の3日分程度の食料及び飲料水の備蓄を推奨していることから（資料編 P. 72）、保健所及び市町村と連携のうえ、周知及び奨励を行う。

2 保健所の役割

(1) 健康管理活動班の確認

岩手県地域防災計画により、災害時に被災住民の健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行うこととなっていることから、班編成や連絡体制について確認する。(資料編 P. 73 参照)

(2) 市町村の災害時栄養・食生活支援マニュアルの策定支援

市町村の災害時栄養・食生活支援マニュアルについては、災害時の管理栄養士等の業務を明確にするためにも必要であることから、その策定を支援する。

(3) 災害時栄養・食生活支援等に係る関係団体への普及啓発の実施

炊出し等ボランティア団体や社会福祉施設及び特定給食施設等に対し、情報提供等を行い、食料備蓄や災害時の栄養管理等の体制整備及び食品衛生の確保について普及啓発を行う。

(4) 地域食生活支援対策協議会（ネットワーク）の設置

災害時における管内住民の栄養・食生活支援対策を検討、実施することを目的とした地域協議会の設置を進める。

地域協議会は、保健所管内の栄養・食生活にかかわる専門職能団体、災害時の食料等提供業者、食生活改善推進員団体のボランティア等をメンバーとし、災害等発生時の情報伝達方法の確認、各団体等の支援内容の共有化を図り、連携協力できるようネットワーク化を進める。

3 市町村の役割

(1) 市町村災害時栄養・食生活支援マニュアルの作成

災害時の管理栄養士等の業務を明確にするため、市町村災害時栄養・食生活支援マニュアルの策定が必要である。

東日本大震災津波の際も、市町村の管理栄養士等が炊出しの担当から抜けられず、被災住民の栄養相談及びアセスメント等の実施が遅れたケースがみられた。

このため、マニュアルを整備し、管理栄養士等の災害時の業務を明確にしておくことが必要である。

(2) 備蓄食品等の確保について

災害時の食事提供の主体は市町村であることから、市町村において備蓄している食料や飲料水について平常時から把握し、量及び種類が適切であるかの確認が必要である。(資料編 P. 70 参照)

なお、アレルギーや生活習慣病患者等への特殊食品特殊食品においては、医療機関及び団体等とも連携して検討することが必要である。

また、流通備蓄により食料を確保する場合は、協定の締結等が望ましい。

資料編に大船渡市と株式会社マイヤとの協定書を例示する。(資料編 P. 43 参照)

岩手県地域防災計画では、各家庭において家族の3日分程度の備蓄を推奨しており、市町村広報等を通じた周知及び奨励が必要である。(資料編 P. 72)

(3) 災害時の炊出し体制の整備について

平常時には、市町村防災計画における炊出し体制について防災担当課に確認し、献立が無い場合は1週間程度の献立例の作成が必要である。(資料編 P. 46~49 参照)

また、食生活改善推進員等のボランティアに対し、実際に使用する献立で調理実習を開催しておくことが必要であるが、その際は、アレルギーや生活習慣病患者等に対する対応についても確認しておき、また、避難所となっている公民館等の調理施設も併せて確認しておくことが必要である。

(4) 食事に配慮が必要な方への対応

平常時に可能な限り、市町村の防災担当関係部局及び福祉関係部局、並びに保健所等と連携を図り、下記を参考に食事に配慮が必要な人の情報収集を行い、迅速に支援が行えるよう、該当者の把握が必要である。

また、必要に応じ、連携する支援団体への情報提供に係る同意を本人等から得ることが必要である。

(参考例)

対象者	既存台帳等
妊産婦	母子健康手帳交付台帳
乳児	乳児健診台帳
高齢者、難病患者、慢性疾患患者	介護保険関連台帳等
食物アレルギー患者	保育園、学校把握台帳
障害者	手帳交付台帳

(5) 市町村食生活支援対策協議会（ネットワーク）の設置

市町村内の栄養・食生活にかかる専門職能団体、災害時の食料等提供業者、食生活改善推進員団体のボランティア等をメンバーとし、災害等発生時の情報伝達方法の確認、各団体等の支援内容の共有化を図り、連携協力できるようネットワーク化を進めることが必要である。

4 関係団体等の役割

【公益社団法人岩手県栄養士会】

(1) 災害時栄養・食生活支援に係る研修会の開催

日本栄養士会災害支援栄養チーム（JDA-DAT）¹⁾リーダーを中心に演習やグループワーク等の実践的な研修会を実施し、会員の災害時栄養・食生活支援のスキルアップを図ることが必要である。

(2) 災害時に従事可能な管理栄養士等の確保

災害時に派遣が可能な管理栄養士等について、事前に把握し、リストアップしておくことが必要である。

(3) 防災訓練等での栄養・食生活支援の実施

防災訓練等の際に、行政や食生活改善推進員団体と連携し、炊出しの体制の確認等を通じて地域の栄養・食生活支援体制の強化を図ることが必要である。

【岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会】

(1) 地域での炊出し体制の確認

市町村と連携し、地域の避難所となる公民館等の調理器具や熱源等を確認することが必要である。

また、災害時の献立の調理実習等により事前学習することが必要である。

(2) 研修会等の実施

研修会等を開催し、各市町村協議会の活動報告や情報交換を通じて会員のスキルアップを図ることが必要である。

また、（一財）日本食生活協会発行の「災害時に役立つ食事支援ハンドブック」を活用し、各市町村協議会において自主的な研修会を実施することが必要である。

1) 日本栄養士会災害支援栄養チーム（JDA-DAT）

東日本大震災における管理栄養士・栄養士の被災地支援・復興活動の経験を踏まえ、日本栄養士会が設立したチーム。英語名は JDA-DAT (Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)。

日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を担う専門的知識と技術をもった管理栄養士の育成を進めている。

【栄養系の大学及び短期大学】

(1) 研修会等での講師対応

行政や各団体が開催する研修会において、研究結果に基づき、講演等の講師対応を行い、関係者のスキルアップを支援することが必要である。

(2) 学生への啓発の実施

災害時における種々の栄養・食生活支援は、被災住民のQOLを維持、向上させ、命を守る支援であることを、講義等を通じて学生に指導することが必要である。

【食品関係団体・機関等 ((一社) 岩手県食品衛生協会、(社) 岩手県調理師会、(公財) 岩手県生活衛生営業指導センター等)】

(1) 協定の締結

災害時の円滑な炊出し及び弁当提供等のため、県及び市町村とあらかじめ協定を締結しておくことが望ましい。

(2) 災害時の栄養・食生活支援に係る研修会の実施

災害時の栄養・食生活支援についての研修会を会員等に対して実施することが必要である。

【アレルギー関係団体等】

(1) 行政と連携した体制整備

災害時の円滑なアレルギー患者支援のため、県、保健所及び市町村等とそれぞれの果たす役割について確認することが必要である。

(2) 研修会等での講師対応及びアレルギー患者への普及啓発

行政や各団体が開催する研修会において、アレルギー患者に対する支援の必要性について啓発して関係者の理解を深めるとともに、アレルギー患者に対しては、緊急時安否確認システム²⁾等への登録や、アレルギー対応食の備蓄について啓発することが望ましい。

2) 緊急時安否確認システム

地震など大きな災害が発生した場合に、被災地域の登録者に対して安否確認のメールを送信し、メールの返信をもって安否の確認をし、必要な情報について連絡することができるシステム。

愛知県にある「認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク名古屋事務局」（資料編 P.81 参照）が運営を行っている。

第4章 災害時における栄養・食生活支援の実際

実際に災害が発生した際、栄養・食生活支援に関わる者は、互いに連携し、情報の収集、地域の状況把握に努め、被災住民の食料の確保、食事に配慮が必要な人等へのきめ細やかな栄養管理を初動期から迅速かつ的確に実施し、継続的な支援を行う必要がある。

本章では、災害時に行うべき栄養・食生活支援を、災害発生後から時間経過による段階を「フェイズ」とし、各期に分け、かつ本庁、被災地保健所、支援保健所、被災地市町村、支援市町村及び関係団体に分けて記載した。

なお、支援保健所及び支援市町村は、直接大きな被害を受けていない地域の保健所及び市町村と定義し、発災後に本庁が決定する。

このマニュアルに示した活動は目安であり、各期に必要となる活動は災害の種類や規模、被害状況等で異なるため、弾力的に活用願いたい。

おって、活動にあたっては、災害時の栄養・食生活支援に係る法的根拠（資料編 P. 62～77参照）を踏まえ、各フェイズの取り組みを進めること。

※本マニュアルでは、下記のような「フェイズ」に分類した。

フェイズ0：初動体制の確立（概ね災害発生後24時間以内）

フェイズ1：緊急時の対策（概ね災害発生後72時間以内）

フェイズ2：応急時の対策（概ね4日目から1ヶ月以内）

フェイズ3：復旧期の対策（概ね1ヶ月から仮設住宅入居まで）

フェイズ4：復興期の対策（概ね仮設住宅入居後から災害公営住宅等入居まで）

1 県内派遣に伴う基本事項

岩手県地域防災計画に基づく「健康管理活動」（資料編 P. 73 参照）を実施するような規模の災害が県内で発生した場合、健康管理活動班を編成し、以下の活動を行う。

(1) 派遣期間

- ア 派遣開始日から避難所数・規模の縮小もしくは閉鎖等に伴い派遣を要しなくなるまでの当分の間
- イ できるだけ、1回の派遣につき4～5日程度の活動日数を確保する。

(2) 集合場所

派遣先となる被災地を所管する保健所又は市町村が指定する場所

(3) 活動内容

- ア 避難所等の巡回栄養・食生活相談（様式1；資料編 P. 28～29）。（資料編（P. 50）のポスターを掲示）
- イ 慢性疾患患者、アレルギー患者、高齢者及び障害者等へ配慮した食事内容の提案（様式2；資料編 P. 30）により避難所担当者へ支援を依頼し、資料編 P. 51 のポスターを掲示）
- ウ 避難所における配給食品の確認
避難所の給仕リーダー等へ、食品の異常の有無や消費期限を確認し、アレルギー等に配慮して配給するよう指導を行う。
- エ 避難所の食事の状況の確認（様式3；資料編 P. 31～32）
- オ 栄養状態に応じた特定保健用食品、サプリメント等の配付
- カ 避難所等の食品衛生に関する指導（保健所食品衛生監視員とも連携）
(資料編（P. 52）のポスターを掲示)
- キ カンファレンスの実施による情報共有
相談結果や活動内容を（様式4、5；資料編 P. 33～35）にまとめ、様式1と共に被災地市町村管理栄養士等へ提出する。
- ク 被災地保健所からの栄養・食生活相談結果や食事調査結果の本庁への報告（任意様式）
- ケ その他被災地の栄養・食生活の改善に関するこ

(4) その他

派遣自治体は、派遣者に対して派遣期間中の連絡や情報提供などで後方支援を行うこと。

(5) 派遣に係る留意事項

- ア 派遣される管理栄養士等は、資料編（P. 53）を参考として、携行品を持参する。
- イ 現地職員の負担を考慮した支援活動を継続的に実施するためには、チーム間で確実な引継ぎが必要なことから、現地で半日程度の引継ぎ時間を確保する。

(6) 派遣先での役割等

所属内で管理栄養士等が順番に派遣される場合、第1陣で派遣される者は、第2陣以降の派遣管理栄養士等が活動しやすくなるように、状況を把握し今後派遣される職員に対して状況を説明する。

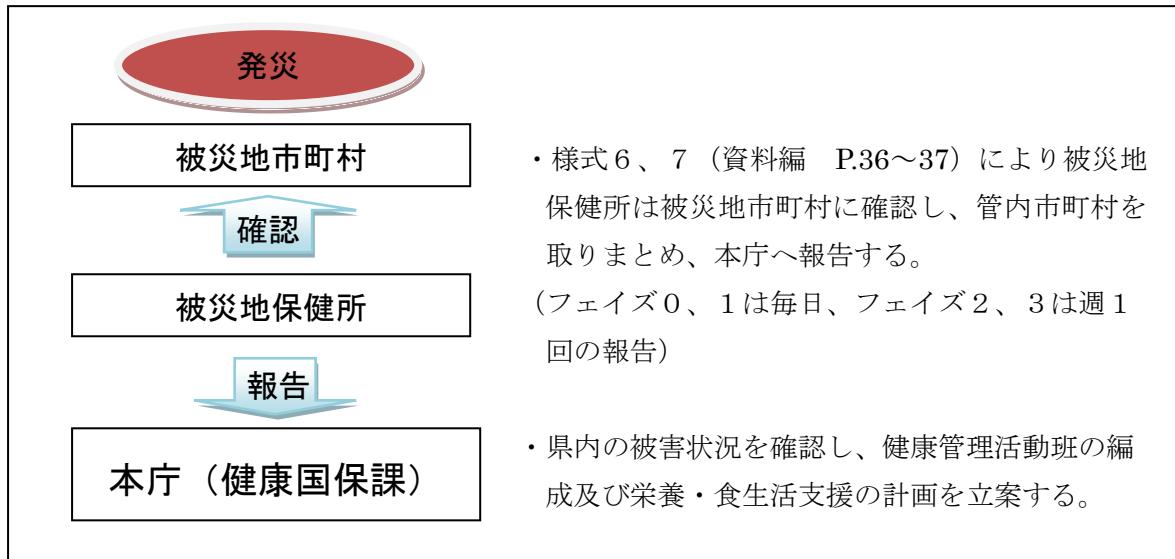
コラム 2 野田村での食物栄養学専攻学生による炊出し

岩手県立大学は震災後、実際に被災の影響を受けた学生もいて、全体的に落ち着かない様子が続いていました。そのような雰囲気の中で、将来栄養士を目指す学生たちは、被災地での栄養不足を解消するため炊出しをしようということになり準備を始めました。活動は、野田村で実施しました。月に一度、スープ類を主体に1回100～150食の炊出しだしたが、皆様に「ありがとう、また来てね」と声をかけていただきました。学生も、自分たちが役に立てたということ、災害時に不足する栄養素を知り、献立を立て、炊出しの方法を学ぶことができたという満足感を得たようです。授業では得ることができない経験をしました。

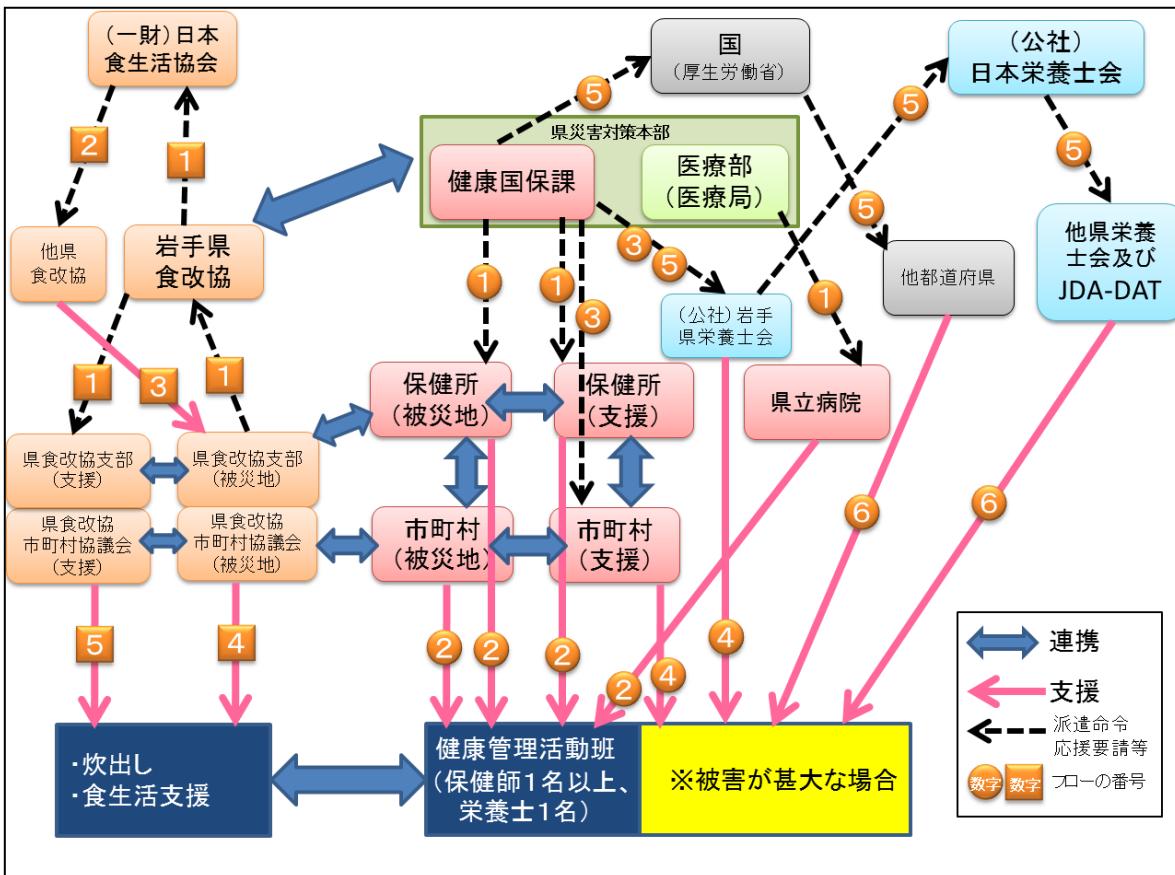
（岩手県立大学盛岡短期大学部 乙木隆子）



2 被災状況報告書による報告の流れ



3 災害発生後における健康管理活動班及び食生活改善推進員の組織化



【健康管理活動班のフロー】

- ① 「健康管理活動」を実施するような規模の災害が県内で発生した場合、健康管理活動班編成のため、被災地保健所からの被災状況報告書の内容もふまえ、県災害対策本部で派遣計画を立案のうえ、健康国保課は保健所へ、医療部（医療局）は県立病院へ派遣命令を行う。
- ② 派遣要請を受けた保健所では、県立病院管理栄養士等及び被災市町村とも連携し、健康管理活動（栄養・食生活支援）を行う。
- ③ 被害の状況に応じて、健康管理活動班を拡充するため、健康国保課は（公社）岩手県栄養士会及び支援市町村にも応援要請を行う。
- ④ 派遣要請を受けた（公社）岩手県栄養士会及び支援市町村は、健康管理活動班と連携し、健康管理活動（栄養・食生活支援）を行う。
- ⑤ 被害が甚大で県内のみではマンパワーが不足する場合、厚生労働省を通じて他都道府県、及び（公社）岩手県栄養士会を窓口に（公社）日本栄養士会を通じて他都道府県栄養士会（JDA-DAT）へ応援を要請する。
- ⑥ 他都道府県の行政管理栄養士等及び栄養士会員の受け入れは、健康国保課が窓口となり、実際の支援では被災地又は支援保健所の管理栄養士等がサポートをし、連携して健康管理活動（栄養・食生活支援）を行う。

【食生活改善推進員のフロー】

- 1 県食改協は、健康国保課及び被災地支部から情報を得て、（一財）日本食生活協会及び支援支部へ支援要請を行う。
- 2 （一財）日本食生活協会は、他都道府県協議会へ支援（物資提供等）を依頼する。
- 3 他都道府県協議会は物資提供等の支援を行う。
- 4 被災地支部及び被災地市町村協議会は、連携して炊出し等の食生活支援を行う。
- 5 支援支部及び支援市町村協議会は、被災地支部及び被災地市町村協議会と連携し、炊出し等の食生活支援を行う。

コラム 3 被災された住民の方に寄り添って

私達、食生活改善推進員は、震災後から県内各地の避難所等で炊出しを行いました。特に、沿岸市町村協議会の会員は、自身が被災して避難所で寝泊まりしていた状況にも関わらず、炊出しや給仕を積極的に行っていたと聞き、同じ会員として心強く思いました。

発災から 10 ヶ月経った平成 24 年 1 月時点の報告では、私達が支援活動を行った被災者数は、延べ 13 万人になっていました。

現在は、仮設住宅における栄養教室での調理実習により、住民の方々の健康づくりをお手伝いしています。

今後も、行政と連携し、被災された住民の方々の体とこころの健康づくりのお手伝いをして参ります。

（岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 三浦フミ子）



第4章 災害時における栄養・食生活支援の実際

フェイズ0：初動体制の確立（概ね災害発生後24時間以内）	
本庁（保健福祉部健康国保課）	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供	災害対策本部及び保健所からの被害状況報告書等の情報を通じて被災地の状況及び現在の対応状況を把握し、健康管理栄養士等の派遣について検討する。また、必要に応じて厚生労働省や本庁他部局からの情報を保健所へ提供して共有を図り、県としての栄養・食生活支援を検討する。
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の派遣命令	被災地の状況により、健康管理活動班の編成が必要となった場合は、派遣計画を立案のうえで保健所へ派遣命令を行う。
被災地保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び報告	被災地の状況を確認し、被害状況報告書（様式6；資料編 P.36）を作成して本庁へ報告する。
<input type="checkbox"/> 派遣された管理栄養士等の活動の調整	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の編成及び活動	本庁からの派遣命令を受け、県立病院管理栄養士等、保健所保健師及び被災市町村とも連携し、健康管理活動（栄養・食生活支援）を行う。
<input type="checkbox"/> 被災地市町村と連携した食生活支援計画の検討	
支援保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供	本庁等からの情報から被災の状況を把握し、必要に応じて管内の支援市町村にも情報提供を行う。
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の編成の準備	被害の程度により、支援保健所等にも派遣命令があることから、編成の準備を行う。また、管轄市町村への応援要請が本庁からあった場合は連絡調整を行う。
被災地市町村	
<input type="checkbox"/> 状況把握	発災後は第一に被害状況の確認をしたうえで、食生活支援の必要性についての有無について確認をし、必要に応じて保健所と検討する。
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養・食生活支援）の実施	
<input type="checkbox"/> 住民の食の確保	平常時に作成していた献立や備蓄食品を活用し、関係団体等と連携して炊出しのコーディネートを行う。
<input type="checkbox"/> 食生活支援計画の検討	保健所管理栄養士等と今後の食生活支援について検討を行う。
支援市町村	
<input type="checkbox"/> 保健所等を通じた状況把握及び情報収集による被災状況の把握	
<input type="checkbox"/> 応援（派遣）の準備	被害の程度により、応援要請に備えて準備を行う。
関係団体	
<input checked="" type="checkbox"/> （公社）岩手県栄養士会	
<input type="checkbox"/> 県栄養士会事務所内に災害対策本部の立ち上げ	
<input type="checkbox"/> 本庁との連絡調整による被災地の情報の把握	
<input type="checkbox"/> 派遣可能な会員の把握	
<input checked="" type="checkbox"/> 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	
<input type="checkbox"/> 安否確認と情報収集	会員に電話確認を行い、安否確認と今後のボランティア活動の可否について、情報収集を行う。
<input checked="" type="checkbox"/> 栄養系大学及び短期大学	
<input type="checkbox"/> 情報収集	今後の栄養・食生活支援の必要性について、被災地の状況や本庁からの情報等により検討する。
<input checked="" type="checkbox"/> 食品関係団体・機関等（（一社）岩手県食品衛生協会、（社）岩手県調理師会、（公財）岩手県生活衛生営業指導センター等）	
<input type="checkbox"/> 炊出し及び弁当提供等のニーズについて把握し、必要に応じて準備及び支援を行う	
<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー関係団体等	
<input type="checkbox"/> 行政と連携した食物アレルギー患者等の情報収集	

フェイズ1：緊急時の対策（概ね災害発生後72時間以内）	
本庁（保健福祉部健康国保課）	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の派遣調整	被害の規模に応じて厚生労働省、（公社）日本栄養士会等に派遣要請を行う。
<input type="checkbox"/> 被災地食支援計画の検討	災害の規模等により、災害対策にかかる食支援の長期化の予測及びそれに伴う避難所及び食にかかる要支援者への巡回栄養相談等の実施の可否や、支援に係る実施方法等について検討する。
<input type="checkbox"/> 災害対策本部への被災者の栄養・食生活に係る状況報告による状況共有	
<input type="checkbox"/> 物資担当部署の特別用途食品、病者用等食品の入手手配の支援	
被災地保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び報告（様式6；資料編P.36）（継続）	
<input type="checkbox"/> 派遣された管理栄養士等の活動の調整（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の活動（継続）	
<input type="checkbox"/> 被災地市町村と連携した食生活支援計画の検討（継続）	
<input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応	避難所で食事の配慮が必要な方（アレルギー、生活習慣病等）について市町村と連携のうえ確認し、病者用食品等が被災地で入手困難な場合は、被災地市町村本部長から地方支部総務班長への物資の要請を支援する。（様式8；資料編P.38）
支援保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※派遣命令に応じて実施）	
<input type="checkbox"/> 支援市町村の派遣に係る支援（※応援要請に応じて実施）	
被災地市町村	
<input type="checkbox"/> 状況把握（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養・食生活支援）の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 食生活支援計画の検討（継続）	
<input type="checkbox"/> 住民の食の確保（継続）	食材や調理器具が揃う場合は温かい食事の提供を心がける。また、自衛隊が炊出しを実施する場合は献立を提示し、連携して食事提供を行う。また、サプリメントについても配付を検討する。
<input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応	避難所で食事の配慮が必要な方（アレルギー、生活習慣病等）を確認し、病者用食品等が被災地で入手困難な場合は、市町村本部長から地方支部総務班長へ物資を要請する。（様式8；資料編P.38）
支援市町村	
<input type="checkbox"/> 保健所等を通じた状況把握及び情報収集による被災状況の把握（継続）	
<input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※応援要請に応じて実施）	
関係団体	
<input checked="" type="checkbox"/> （公社）岩手県栄養士会	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養・食生活支援）の実施	
<input type="checkbox"/> 他都道府県栄養士会（JDA-DAT）活動の派遣調整	
<input checked="" type="checkbox"/> 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	
<input type="checkbox"/> 活動可能な会員による炊出しの実施	
<input checked="" type="checkbox"/> 栄養系大学及び短期大学	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班に帯同する等で被災地の状況を確認し、今後の支援を検討	
<input checked="" type="checkbox"/> 食品関係団体・機関等（（一社）岩手県食品衛生協会、（社）岩手県調理師会、（公財）岩手県生活衛生営業指導センター等）	
<input type="checkbox"/> 活動が可能な会員等による被災市町村連携した炊出しの実施	
<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー関係団体等	
<input type="checkbox"/> 行政と連携した食物アレルギー患者等の情報収集（継続）	

第4章 災害時における栄養・食生活支援の実際

フェイズ2：応急時の対策（概ね4日目から1ヶ月以内）	
本庁（保健福祉部健康国保課）	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続） <input type="checkbox"/> 健康管理活動班の派遣調整（継続） <input type="checkbox"/> 災害対策本部への被災者の栄養・食生活に係る状況報告による状況共有（継続） <input type="checkbox"/> 物資担当部署の特別用途食品、病者用等食品の入手手配の支援（継続） <input type="checkbox"/> 食生活支援対策協議会の開催 <p>栄養・食生活支援の長期化が予想される場合には、県内の食支援関係団体等による食生活支援対策協議会を開催する。</p>	
<input type="checkbox"/> 避難所の食事調査の実施の指示 <p>避難所生活の長期化が予想される場合は、避難所での食事の調査を計画し、保健所へ依頼する。</p>	
<input type="checkbox"/> 食品関係団体・機関等と連携した避難所での弁当提供の検討	
被災地保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び報告（様式7；資料編P.37）（継続） <input type="checkbox"/> 派遣された管理栄養士等の活動の調整（継続） <input type="checkbox"/> 健康管理活動班の活動（継続） <p>避難所生活の長期化が予測される場合は、自衛隊への要請、集団給食室の活用等を検討し、食事のバランスに配慮を行う。また、巡回には必要に応じて保健所の食品衛生監視員も同行する。</p>	
<input type="checkbox"/> 被災地市町村と連携した食生活支援計画の検討（継続） <input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応（継続） <input type="checkbox"/> 避難所の食事調査の実施 <p>市町村、（公社）岩手県栄養士会等と連携し、避難所の食事調査を実施する。</p>	
<input type="checkbox"/> 地域食生活支援対策協議会の開催 <p>栄養・食生活支援に関わる管内の関係者で検討を行う。</p>	
支援保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続） <input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※派遣命令に応じて実施）（継続） <input type="checkbox"/> 支援市町村の派遣に係る支援（※応援要請に応じて実施）（継続） <input type="checkbox"/> 活動記録の作成 <p>派遣を終えた職員は活動記録を作成し、今後派遣予定の管理栄養士等と情報を共有する。</p>	
被災地市町村	
<input type="checkbox"/> 状況把握（継続） <input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養・食生活支援）の実施（継続） <input type="checkbox"/> 食生活支援計画の検討（継続） <input type="checkbox"/> 住民の食の確保（継続） <input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応（継続） <input type="checkbox"/> 物資の管理 <p>支援物資の食料の配分等について、支援を行う。</p>	
<input type="checkbox"/> 市町村食生活支援対策協議会の開催 <p>栄養・食生活支援に関わる管内の関係者で検討を行う。</p>	
支援市町村	
<input type="checkbox"/> 保健所等を通じた状況把握及び情報収集による被災状況の把握（継続） <input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※応援要請に応じて実施）（継続） <input type="checkbox"/> 活動記録の作成 <p>派遣を終えた職員は活動記録を作成し、今後派遣予定の管理栄養士等と情報を共有する。</p>	
関係団体	
<input checked="" type="radio"/> （公社）岩手県栄養士会 <input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養食生活支援）の実施（継続） <input type="checkbox"/> 他都道府県栄養士会（JDA-DAT）活動の派遣調整（継続） <input checked="" type="radio"/> 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 <input type="checkbox"/> 避難所でのバランスに配慮した食事提供 <input type="checkbox"/> 活動可能な会員による炊出しの実施（継続） <input type="checkbox"/> 食事調査への協力 <input checked="" type="radio"/> 栄養系大学及び短期大学 <input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養食生活支援）の実施 <input type="checkbox"/> 学生を同行した炊出し等の実施 <input type="checkbox"/> 栄養調査の支援及び助言 <input checked="" type="radio"/> 食品関係団体・機関等（（一社）岩手県食品衛生協会、（社）岩手県調理師会、（公財）岩手県生活衛生営業指導センター等） <input type="checkbox"/> 活動が可能な会員等による被災市町村連携した炊出しの実施（継続） <input type="checkbox"/> 避難所への弁当の提供 <input checked="" type="radio"/> アレルギー関係団体等 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー患者等への物的支援	

フェイズ3：復旧期の対策（概ね1ヶ月から応急仮設住宅入居まで）	
本庁（保健福祉部健康国保課）	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班（管理栄養士等）の派遣調整（継続）	
<input type="checkbox"/> 災害対策本部への被災者の栄養・食生活に係る状況報告による状況共有（継続）	
<input type="checkbox"/> 物資担当部署の特別用途食品、病者用等食品の入手手配の支援（継続）	
<input type="checkbox"/> 食生活支援対策協議会の開催（継続）	
<input type="checkbox"/> 派遣管理栄養士等受け入れ終了後の支援の検討	
被災地保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び報告（様式7；資料編P.37）（継続）	
<input type="checkbox"/> 派遣された管理栄養士等の活動の調整（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班の活動（継続）	
<input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応（継続）	
<input type="checkbox"/> 避難所の食事調査の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 地域食生活支援対策協議会の開催（継続）	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の検討 手軽にできる献立での調理実習について、市町村及び栄養士会と検討を行う。	
支援保健所	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※派遣命令に応じて実施）（継続）	
<input type="checkbox"/> 支援市町村の派遣に係る支援（※応援要請に応じて実施）（継続）	
<input type="checkbox"/> 活動記録の作成（継続）	
被災地市町村	
<input type="checkbox"/> 状況把握（継続）	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養・食生活支援）の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 住民の食の確保（継続）	
<input type="checkbox"/> 食事に配慮が必要な方への対応（継続）	
<input type="checkbox"/> 物資の管理（継続）	
<input type="checkbox"/> 市町村食生活支援対策協議会の開催（継続）	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の検討 被災地保健所と協働で応急仮設住宅移行後の事業を計画する。	
支援市町村	
<input type="checkbox"/> 保健所等を通じた状況把握及び情報収集による被災状況の把握（継続）	
<input type="checkbox"/> 被災地保健所と連携した健康管理活動班の活動（※応援要請に応じて実施）（継続）	
<input type="checkbox"/> 活動記録の作成（継続）	
関係団体	
◎ (公社) 岩手県栄養士会	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養食生活支援）の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 他都道府県栄養士会（JDA-DAT）活動の派遣調整（継続）	
◎ 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	
<input type="checkbox"/> 避難所でのバランスに配慮した食事提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 活動可能な会員による炊出しの実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 食事調査への協力（継続）	
◎ 栄養系大学及び短期大学	
<input type="checkbox"/> 健康管理活動班と連携した健康管理活動（栄養食生活支援）の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 学生を同行した炊出し等の実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 栄養調査の支援及び助言（継続）	
◎ 食品関係団体・機関等 ((一社) 岩手県食品衛生協会、(社) 岩手県調理師会、(公財) 岩手県生活衛生営業指導センター等)	
<input type="checkbox"/> 活動が可能な会員等による被災市町村連携した炊出しの実施（継続）	
<input type="checkbox"/> 避難所への弁当の提供（継続）	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行後のイベント等の立案	
◎ アレルギー関係団体等	
<input type="checkbox"/> 食物アレルギー患者等への物的支援（継続）	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行後の食物アレルギー患者等の継続支援に関する検討	

フェイズ4：復興期の対策（概ね応急仮設住宅入居後から災害公営住宅等入居まで）	
本庁（保健福祉部健康国保課）	
<input type="checkbox"/> 状況把握及び情報提供（継続）	応急仮設住宅移行後の問題点や住民の要望や栄養・食生活支援の実施状況について把握し、引き続き復興期における被災地の支援体制について検討する。
<input type="checkbox"/> 食生活支援対策協議会の開催（継続）	
<input type="checkbox"/> 管理栄養士等の派遣調整（継続）	
被災地保健所	
<input type="checkbox"/> 派遣された管理栄養士等の活動の調整（継続）	
<input type="checkbox"/> 栄養調査等による状況把握及び報告	応急仮設住宅移行後の問題点や要望等について調査や訪問等から把握し、復興期における被災地の支援体制について検討し、本庁へ報告する（任意様式）。
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談実施の支援	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の支援	
支援保健所	
<input type="checkbox"/> 被災地の栄養・食生活の状況の把握	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談実施の支援	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の支援	
<input type="checkbox"/> 活動記録の作成（継続）	
被災地市町村	
<input type="checkbox"/> 栄養調査による状況把握	応急仮設住宅移住後の問題点や要望等について調査や訪問等から把握し、復興期における被災地の支援体制について保健所等と検討を行う。
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談の実施	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の実施	
支援市町村	
<input type="checkbox"/> 被災地の栄養・食生活の状況の把握	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談実施の支援	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の支援	
<input type="checkbox"/> 活動記録の作成（継続）	
関係団体	
<input checked="" type="checkbox"/> （公社）岩手県栄養士会	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の実施支援	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談実施の支援	
<input checked="" type="checkbox"/> 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う食生活自立支援事業の実施支援	
<input checked="" type="checkbox"/> 栄養系大学及び短期大学	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行に伴う自立食生活支援事業の実施支援	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅での訪問栄養相談実施の支援及び助言	
<input checked="" type="checkbox"/> 食品関係団体・機関等（（一社）岩手県食品衛生協会、（社）岩手県調理師会、（公財）岩手県生活衛生営業指導センター等）	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅等でのイベント開催等による支援	
<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー関係団体等	
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅移行後の食物アレルギー患者等の継続支援	

第5章 県外で災害が発生した際の派遣について

1 県外派遣に伴う基本的事項

他都道府県等で大規模災害が発生し、派遣要請があった場合には、本庁は、厚生労働省と連絡調整を行い、派遣計画の策定等派遣体制の整備にあたるとともに、保健師等との連携を図り、職員の派遣調整を行う。

(1) 派遣職員

保健所及び市町村の管理栄養士及び栄養士とし、厚生労働省からの派遣要請の規模等を踏まえ、保健所⇒市部⇒町村部の順に派遣を要請するものとする。

(2) 派遣人数

厚生労働省からの要請を踏まえ調整を行う。

(3) 派遣期間

ア 1チーム（保健師等と編成）の派遣期間は、6日程度とし、往復の交通に要する時間を含まず被災地での活動日数は最低4～5日間確保する。

イ 災害直後の厳しい状況下で活動をする場合や宿泊場所が確保できない場合などは、派遣職員の心身への影響や疲労度等も勘案し、派遣期間を検討する。

(4) 派遣に係る留意事項

ア 大規模な災害である場合は、経験のある中堅以上の職員を優先的に派遣する。

イ 長期派遣になる場合は、状況が安定している時期には若手職員も加え、経験を積ませることも考慮する。

ウ 現地職員の負担を考慮した支援活動を継続的に実施するためには、確実な引継ぎが必要なことから、現地で半日程度の引継ぎ時間を確保する。

(5) 派遣先での役割等

ア 派遣される管理栄養士等は、自己完結型での活動を基本とし、最初に派遣された管理栄養士等は、以降の派遣管理栄養士等が活動しやすくなるように、状況を把握して活動体制を整える。

イ 被災地を管轄する保健所と派遣先などの全体確認、オリエンテーション等により状況把握に努める。

ウ 派遣管理栄養士としての活動計画を立て、業務内容を整理する。

エ 次に派遣されるチームに引き継ぐ事項の整理を行う。

オ 活動内容については、健康国保課へ状況報告を行う。

カ 派遣終了後、今後派遣される職員に対して状況を説明する。

(6) 携行品

派遣される管理栄養士等は、資料編（P. 53）を参考として、携行品を持参する。

2 情報の共有

被災地支援に従事する派遣職員に、参考となる情報を派遣元（健康国保課）において収集・整理し提供する。

その手段については派遣先の状況・設備により、直接、電子メール、ファクシミリ、あるいはそれらを現地自治体経由で伝達することが想定される。

◎情報提供内容

項目	具体的内容（例）
最新情報	栄養・食生活支援活動に必要な情報（国の動向、被災地の状況、自治体の活動方針、現地で従事する他の地区における公衆衛生活動の概要等）
被災地域の基礎情報	人口、高齢化率、避難所数、医療機関数、地図、連絡リスト等
有効な資料	栄養・食生活支援活動に有効な資料等
その他	宿泊場所、必要物品の供給に必要な情報等

コラム 4 (公社) 岩手県栄養士会の活動



岩手県栄養士会は、学校・行政・大学・病院・福祉施設等に勤務している管理栄養士・栄養士及びフリーで活動している管理栄養士・栄養士が所属しており、災害時には、それぞれの地域や職域の管理栄養士・栄養士が連携して、被災地域の施設や避難所の支援にあたってきました。東日本大震災では、県及び市町村の要請を受けて、日本栄養士会にも協力いただき、延べ 1311 人(平成 25 年 3 月末まで)栄養士を派遣しました。被災地以外でも、内陸避難者を対象に、「ふれあい昼食会」を開催し、食を通じた心と身体の健康づくりのお手伝いをしています。
((公社) 岩手県栄養士会 太田代 健二)

第6章 特定給食施設等について

特定給食施設においては、各施設の設置に関わる根拠法令に基づき、災害時においても施設利用者の身体状況に応じ、適切かつ安全・安心に配慮した食事を提供することが求められている。

岩手県地域防災計画 第17節 食料・生活必需品供給計画における支給対象者は「避難所に収容され、又は避難場所に避難した者、住居全壊等の被害を受けた者」であり（資料編P.75 参照）、特定給食施設の利用者を原則的には該当させてはいない。

そのため、各特定給食施設において必要な食料及び食事提供に関する用品の事前確保の責務を有し、利用者に対する食事提供を円滑に実施するための職員共有マニュアルの整備及び施設近隣住民との支援協力体制の整備等については施設の自助として準備するよう、保健所の管理栄養士等の指導が必要である。

下記に、各特定給食施設における災害等の発生時の対応について記述している。被害状況により臨機応変な対応を進めるとともに、施設利用者以外の被災している地域住民への支援拠点としての大量炊飯ができる施設の役割を果たすことのできる指導が必要である。

1 特定給食施設に対する給食管理指導の留意点

施設区分	関係拠法令等	指導助言の留意事項
○病院 ○医療機関	健康増進法・健康増進法施行規則（H15.4.30 厚生労働省令第86号） 医療法「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」H22.4.30 医政発0430 第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ■通常通りの給食提供ができるよう、危機管理対応委員会等を通じ院内で共有しておく。 ■発災後、急性期医療が必要な被災者等へは、患者の回復状況に応じた食事提供が必要となる。 ■災害時においても個人のリスクをアセスメントし、可能な限り個々に応じた栄養管理を行う。 ■災害時には、病院に住民が避難してくること等で食事の提供が求められる場合もあるため、対応を危機管理対応委員会において決定しておく必要がある。
○介護老人保健施設 ○介護老人福祉施設	介護保険法 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生労働省令第30号） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生労働省令第19号）等	<ul style="list-style-type: none"> ■施設利用者に対しては通常どおりの食事提供ができるよう準備を行う。なお、高齢者施設においては、災害のストレス等により摂食状況の変化が危惧されるため、利用者個々に応じた栄養管理が必要となる。 ■災害時に当該施設は、避難所で生活している高齢者の「福祉避難所」（一時的な入所）に指定される場合が多く、迅速かつ適切に食事提供が必要となる。

第6章 特定給食施設等について

		<p>■福祉避難所が長期化(おおよそ2ヶ月を越える)する場合は、ケアプランの見直しについて関係者と検討する。また、管理栄養士等は、個々に応じた栄養管理を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法による助産、乳児院、保育所、児童養護等 ○身体障害者福祉法による身体障害者社会参加施設 ○生活保護法による救護、更生、医療保護、授産施設 ○社会福祉事業法による社会福祉相談、医療福祉事業所 ○売春防止法による婦人保護施設 ○知的障害者福祉法による障害者支援施設 ○老人保健法による老人ディサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 	<p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和55.1.16 厚生省社会局施設課長通知)</p> <p>「大規模災害における応急救助の指針について」 (厚労省社会・援護局総務課長通知 19.6.1)</p>	<p>■平常時は、食料、飲料水、医療品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行なうとともに、これらの点検を定期的に行なう。(左記通知第8条)</p> <p>■災害時には、食料、飲用水等の確保に努めるとともに、炊出し、飲用水の供給を行なう。(左記通知第23条)</p> <p>■国においては、自治体防災計画の中に、社会福祉施設の管理者に対し、①災害弱者への配慮、②生活救援物資の供給、③物資の備蓄を課しており、これに応じた管理者の責務を知らせ、整備を図る。</p> <p>■食料・飲料水を、発災後直ちに提供できるように、備蓄の推進、災害援助協定の締結、物資搬送体制の構築を図っておく。</p> <p>■備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化をふまえ、乾パン等の画一的なものだけにならないように検討し、特に、要援護者の利用にも配慮し工夫をこらすこと。</p> <p>■食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要援護者に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。</p> <p>■発災後、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料の供給契約を順次地元事業者等に移行させる等により、適温食の確保に配慮すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法による助産、乳児院、保育所、児童養護等 	<p>児童福祉法 児童福祉施設最低基準 (最終 H23.10.7 厚生省令 63号) 保育所保育指針 (H20.3.28 厚生省令 141号)</p>	<p>■保護者が被災に遭った場合等の保育所の対応(食事提供方法)について事前決定を行う。</p> <p>■保育所は施設設置目的から、保護者の勤労を支えるための児童福祉施設であるため、施設の安全運営が確保された最短時間で開所をする必要がある。再開後の給食は、予定献立、栄養給与目標に応じた食事提供は困難であっても、給食の提供が必要である。</p>

○学校	各自治体防災計画	<p>■各自治体の「食糧供給計画」の中に、学校給食施設が炊出し施設として指定されている場合もあるので、確認し、その対応について準備すること。</p> <p>[例:一関市防災計画]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給の方法 <p>ア 市本部長は食糧を供給するときには、各供給場所ごとにそれぞれ責任者を定め、各避難所等における食糧の需要数量を的確に把握し、供給するものとする。</p> <p>イ 緊急を要する食糧は、市内及び近隣市町村の業者に委託若しくは発注して供給し、又は給食能力が大きく安全性が高い、公・市立の施設を使用して賄うものとする。</p> <p>ウ 炊出しによる供給は既存の給食施設又は供給施設を仮設して、自ら行い又は委託して行う。</p>
-----	----------	---

2 特定給食施設における取組み

(1) 平常時の取組

■ マニュアルの作成

災害時においても円滑な栄養管理ができるよう、マニュアルを整備しておく。

■ ライフラインの確認

通常使用しているライフライン（水、電気、ガス等）の設置状況を把握した上で、災害発生時にどのような対策を講じるべきか整理しておく。

■ 納品可能食品等の確認

納品業者に対し、「何を何時間以内にどれだけ準備できるか」を確認する。また、使用する食材ごとに業者一覧表を作成しておく。

■ 災害時用備蓄食品の確保

施設の孤立等により食糧の入手が困難な場合は、備蓄食品を活用した献立での食事提供となる。過去の事例における救援物資の到着までの期間や自衛隊等の給食支援の期間を考慮して、最低で2日間、通常は3日間分の備蓄食料品が必要である。

また、非常用献立での食事提供のために必要な備品や、ガス、電気が寸断された際の加熱対応策としてのカセットコンロ等の燃料も用意しておく。

なお、備蓄食品の保管場所は、建物崩壊の危機を免れるために、全部を一ヶ所にまとめるのではなく、施設外の資材棟等に分散して保管することが望ましい。また、在庫一覧表を作成し、定期的に更新する。

■ 他施設からの援助協定、地域との協働

他施設との相互援助、相互援助協定について検討するとともに、大規模量販店やコンビニエンスストアとの提携を推進する。

また、緊急時においては近隣住民からの食材提供は必須であり、日頃から地域住民や自治組織との連携を深め、災害発生時には協力を得られるような体制作りを進める。

(2) 災害発生時の対応

施設管理者は、給食施設の破損箇所や被災状況を点検し、安全な給食提供が可能かどうかを設置者に報告し、迅速で臨機応変な対応を進める。

■ 在庫の食材の確保

施設内で現在所有する食材（生鮮、乾物、備蓄食品）及び調味料を確認するとともに、食材納入業者へ連絡し、食材の確保の可否について確認をする。

ガス、電気等の加熱源が使用不可能となった場合は、備蓄食品を加温することなく、常温のまま提供することになる。このため、献立は加熱しなくても提供可能な主食、副食、水分、簡単なデザート等の備蓄食品を組合せ、さらに高齢者や嚥下困難者には誤嚥しないよう、利用者の年齢、嚥下状態を考慮して食事を提供する。

■ 食事の提供

平常時に準備していた内容に基づき食事の提供を行う。なお、災害時はショック、不安、おびえ等がストレスとなり、食事摂取にも大きな影響を与えることから、復旧までに時間がかかる場合は、看護・介護部門と連携しながら患者・利用者の個別の健康状況を把握する。

■ 緊急避難所になった場合の対応

住民が避難してきた場合は、食材の確保について市町村の防災対策食料担当に提供を依頼する。

(3) 災害発生後における健康危機管理体制・対策の評価

■ 災害時の対応の評価

各職員に迅速かつ的確に連絡及び指示がなされ、各業務が遂行できたかどうかの評価を行い、問題点の改善策を検討する。

■ 災害時マニュアルの有効性の評価及び改善

対応状況と作成したマニュアルを比較し、今後に備えたマニュアルの改訂を行う。

また、災害時用備蓄食品の評価(数量、種類、質)、備品及び燃料の内容検討、災害時用献立の評価(献立内容や栄養量、形態、食べやすさ等の評価)を行う。

【資料編】 様式、ポスター（例示）、参考資料

震災に関する資料等を例示する。

参考

東日本大震災津波で使用したリーフレット（一関保健所提供）



コラム 5 物資の支援も大切！

東日本大震災津波では避難所や仮設住宅で暮らす方々に直接的な栄養・食生活支援をいたしましたが、全国ネットワークをもった保健所管理栄養士として、健康生活に必要な物資の支援もさせていただきました。

被災後半年を過ぎ、地域活動が活発になってきた頃、集まる楽しさと栄養アップのため、お菓子、牛乳、ジュース、ビタミンゼリー等をメーカーに要望し届けていただきました。以前から連携のある会社は即座に快諾、はじめての会社でもホームページを通じて依頼すると「ぜひ、お使い下さい」と回答をいただきました。

また、台所用品を流された家庭には食器や調理器具をお配りし、市の保健指導用に体重計も寄付いただきました。

なかでも嬉しかったのは、足立己幸先生(NPO法人食生態学実践フォーラム、女子栄養大学院名誉教授)が被災地の栄養改善のためにと、栄養指導に必要な「日本人の食事摂取基準の実践・運用」、「食品成分表 改訂最新版」、「五訂増補食品 80 キロカロリーガイドブック」の3種類を各500部と計量スプーン・カップ500組、マヨネーズ800本も送って下さったのです。

早速、栄養関係書籍は沿岸保健所を通じて栄養士の皆さんへ。そして計量スプーン・カップとマヨネーズは『食べて元気カバー』(キッチンカーによる栄養教室)に集まった県民の皆様にお配りし、「また色々な料理を集まって作りたいね」と健康活動に夢を膨らませることができました。

物資支援を下さった全国の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、管理栄養士が行う支援は栄養指導だけではなく、さまざまな手法と広がりがあることを痛感した次第です。

(岩手県一関保健所 澤口眞規子)



栄養・食生活相談票

相談日：平成 年 月 日 (曜日)

避難所等名：

相談支援者：所属

職名

氏名

ふりがな 氏名		生年 月日	明・大・昭・平	元の 住所	被災前の居住地
既往歴		治療状態	医療機関名 _____ 主治医 _____ 現在の服薬状況 (中断・継続) 薬品名 _____		
生活習慣	<input type="checkbox"/> 全日避難所生活 <input type="checkbox"/> 昼間は仕事 被災場所片づけ <input type="checkbox"/> _____	身体状況	※無理な聞き取りはしない 身長 _____ cm 体重 _____ kg	普段の血圧	※無理な聞き取りはしない 収縮時 _____ mmHg ~拡張時 _____ mmHg
身体自覚症状	<input type="checkbox"/> 頭痛、頭重 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 倦怠感、疲労感 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> 動悸、息切れ <input type="checkbox"/> 肩凝り <input type="checkbox"/> 関節、腰痛 <input type="checkbox"/> 目の症状 <input type="checkbox"/> せき、たん <input type="checkbox"/> _____	栄養欠乏症状	<input type="checkbox"/> 体重減少 <input type="checkbox"/> 口内炎 <input type="checkbox"/> 口角炎 <input type="checkbox"/> 皮膚のあれ <input type="checkbox"/> 疲労感 <input type="checkbox"/> 貧血症状 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 頻尿 <input type="checkbox"/> _____	食事等の状況	避難所の食事提供状況 朝 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 昼 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 夜 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 食欲 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食事制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 内容 _____ 水分摂取 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足
アレルギー、食事制限等	<input type="checkbox"/> 除去食：アレルギー特定原材料 〔乳・卵・小麦・えび・かに・そば・落花生・その他〕 <input type="checkbox"/> エネルギー制限 <input type="checkbox"/> 塩分制限 <input type="checkbox"/> たんぱく質制限 <input type="checkbox"/> 脂質制限 <input type="checkbox"/> 乳糖不耐症 <input type="checkbox"/>	相談内容			
		指導内容			
栄養・食生活支援ニーズの判断 <input type="checkbox"/> ①栄養指導支援が必要 (<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等提供：品名 _____) <input type="checkbox"/> ②提供する食事に配慮が必要 (<input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> アレルギー対応食 <input type="checkbox"/> 慢性疾患 <input type="checkbox"/> 嘔下困難) <input type="checkbox"/> ③特に指導の必要はなし (一般的な食事提供で可能)					
⇒上記①②について、駐在する避難所職員に連絡 職名： 氏名： さん					

参照：マニュアルP.13

栄養・食生活相談票(経過要旨)

避難所		ふりがな 氏名		No.
月 日	相談内容		指導内容	担当者

参照：マニュアルP.13

避難所駐在職員連絡票

避難所名 _____ 代表者及び駐在職員様

相談日：平成 年 月 日 (曜日)

相談支援者：所属 _____

職名 _____ 氏名 _____

継続的な栄養・食生活支援が必要な方について特記しますので、よろしくお願ひします。

No.	氏名	傷病名	指導内容	今後の留意点
1			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
2			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
3			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
4			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
5			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
6			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
7			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
8			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/> 個別栄養指導 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等の提供 <input type="checkbox"/>	

参照：マニュアルP. 13

避難所の食事状況確認票				
所属名 _____				
確認年月日	平成 年 月 日		報告者 _____	
避難所名			避難所リーダー・職名等 _____	
避難者数			1回炊出し食数 _____	
避難住民の状況	男 () 人	女 () 人	高齢者割合 (%) 乳幼児 (%)	
ライフライン	・電気 () ・ガス () ・水道 () ・下水道 () ・冷蔵庫(有・無) (ライフラインの凡例) ○:被害なし又は(ほむ)復旧 △:一部復旧 ×:使用不可 -:情報なし			
食事内容 (成人)	(月 日 曜)		(月 日 曜)	
	朝	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物	朝	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物
	昼	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物	昼	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物
	夕	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物	夕	主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物
炊出しの状況	炊出し実施者: 自衛隊 ・ ボランティア ・ 被災者 ・ その他 ()			
	朝・昼・夕	献立(あり・なし)	調理スタッフ 名 _____	
給食管理リーダー	無	・ 有	氏名 _____ (職種: _____)	
食料物資の充足状況	たんぱく源 (充足 ・ 不足) …調達部所(災害対策本部・その他 _____) 野菜・果物 (充足 ・ 不足) …調達部所(災害対策本部・その他 _____)			
炊出し環境	マンパワーの状況	献立・栄養管理状況	設備・衛生管理状況	
不足物資・設備	① ② ③ ④			
炊出しの課題	エネルギー (不足 ・ 良好 ・ 過多) たんぱく質 (不足 ・ 良好 ・ 過多)			
個別の食支援が必要な方の状況	糖尿病	(人)	栄養機能食品の 配布状況	(人)
	高血圧	(人)		(人)
	腎臓病	(人)		(人)
	アレルギー	(人)		(人)
	離乳食	(人)		(人)
	嚥下障害	(人)		(人)
	腸整	(人)		(人)
	その他	(人)		(人)
その他 特記事項等				
引継事項 今後の計画				

参照:マニュアルP.13

様式3(裏)

避難所の食事記録表

区分	献立名	食材料名	量・概量	備考
朝食				
間食				
昼食				
間食				
夕食				
間食				

参照：マニュアルP.13

樣式 4

栄養・食生活支援活動者記録

当地的栄養・食生活支援活動に協力いただいた管理栄養士等の方々に記入願います。

活動期日ごとに行きを変更してください。また、活動内容については、別綴「活動報告書」(一般的な様式は用意していますが、各自治体の所定のもので構いません)に記録して綴ってください。

参照：マニュアルP.13

様式5(表)

実施報告書

No.1

栄養・食生活支援実施報告書（日報まとめ）

【地域名】 平成 年 月 日 () 担当者 ()

避難所・仮設住宅・訪問地区等名 (担当者)	相談延人数 人數	相談内訳（延べ件数）												避難所の状況 (食事内容・回数・調理の状況・問題点・兵庫県や国等への伝達事項)		
		母子			生活習慣病			疾患			その他					
		離乳食・ 幼児食	アレルギー	母性	高血圧	糖尿病	その他	かぜ	慢性疾患	腎疾患	その他	高齢者	嚥下困難		便秘	下痢
名称 【 】																
栄養士氏名 ()																
名称 【 】																
栄養士氏名 ()																
名称 【 】																
栄養士氏名 ()																
名称 【 】																
栄養士氏名 ()																
名称 【 】																
栄養士氏名 ()																
計																
*相談延べ人数、内訳（重複可）を記録してください。																

参照：マニュアルP.13

樣式 5(裏)

No.2

担当者()

◆現地の状況

◆派遣管理栄養士 1日の栄養・食支援活動内容

時間	活動場所	活動内容	特記事項

*活動開始から終了までの1日の活用内容を記載してください。

◆現地栄養関係スタッフの状況

◆現地担当（県担当者）～連絡した事項→特記事項として全体報告に反映されます。

◆健康増進課への連絡事項

◆明日の予定

◆特記事項

参照：マニュアルP.13

被災状況報告書【フェイズ0～1】(保健所⇒健康国保課)

健康国保課総括課長 様		保健所（報告者）	年 月 日 時現在
市町村名	1 市町村栄養士の安否状況	2 食料が不足している避難所の食事状況	備 考
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	
(市・町・村)	総数 () 人 その状況 〔無事 () 人 不明 () 人 〔被災 () 人[軽症 人、重症 人、死亡 人]〕〕	避難所数 () ケ所 ※うち食料不足 () ケ所 不足している食料 [<input type="checkbox"/> 米、 <input type="checkbox"/> パン、 <input type="checkbox"/> 水、 <input type="checkbox"/> 主菜 () <input type="checkbox"/> 野菜、 <input type="checkbox"/> 特殊食品 () <input type="checkbox"/> その他 ()] その対応状況 [<input type="checkbox"/> 支援要請中、 <input type="checkbox"/> 未要請 ()]	

○その他特記事項

(原則毎日報告)

参照：マニュアルP.14

被災状況報告書【フェイズ2～3】(保健所⇒健康国保課)

健康国保課総括課長 様

保健所（報告者）

年 月 日 時現在

市町村名	1 避難所の食事に配慮が必要な方の状況	2 主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所の食事状況	備 考
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	
(市・町・村)	糖尿病 人、高血圧 人、アレギー 人、嚥下障害 人、その他	避難所数 () ケ所 ※うち主食・主菜・副菜が3食揃っていない避難所 () ケ所 不足している食料 [□ 米、□ パン、□ 水、□ 主菜 () 、□ 野菜、 □ 特殊食品 () □ その他 ()] その他の要因 [□ マンパワー不足、□ 設備・器具不足、□ その他 ()] その対応状況 [□ 支援要請中、□ 未要請 ()]	

○その他特記事項

(原則週1回報告)

参照：マニュアルP.14

様式8

栄養補助食品等要請書

_____地方支部総務班長 様

_____本部長

補 助 食 品 名	内 容	要求数
ベビーフード（おかゆ）		
ベビーフード（魚）		
ベビーフード（野菜）		
ベビーフード（肉）		
ベビーフード（　　）		
ベビーフード（　　）		
野菜ポタージュ		
野菜粉末ふりかけ		
エネルギー補充食品		
糖尿病者用	ビタミン添加食品・ミネラル添加食品・低カロリー食品	
高血圧者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
腎臓病者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品・低たんぱく質食品	
心臓病者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
肝臓病者用	ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
消化器系の弱い人用	濃厚流動食・エネルギー補充食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
アレルギー者用		
高齢者用	濃厚流動食・おかゆ・野菜ポタージュ	

※欄に收まりきらない場合は別紙に記載のうえ添付のこと。

担当者 氏名

連絡先

参照：マニュアルP.17

(1) 本庁 平常時のセルフチェック表（新潟県）※一部修正

		セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと
1 災害時の栄養指導体制の整備	(1) 災害時の位置付け確認	① 新潟県地域防災計画の栄養指導対策を把握している		・新潟県地域防災計画(栄養指導対策)、栄養指導班設置要領、県栄養士会との災害協定の内容と役割を確認する
		② 栄養指導班設置要領の内容を把握している		
		③ 新潟県栄養士会との災害協定の内容について把握している		
		④ 栄養指導対策について、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等で進め方をイメージしている		
	(2) 連携体制の強化	① 栄養指導対策の進め方について本庁管理栄養士(健康対策課、保健体育課)、県栄養士会で毎年確認している		・日ごろから課(係)内、関係課、関係職種・団体との顔がみえる関係づくりを行い、栄養指導対策についての理解を深めておく
		② 本庁関係課(防災企画課、福祉保健課)の災害対策の役割や内容についておおよそ把握している		
		③ 課内において災害時の栄養指導対策について周知している		
	2 県内市町村及び県地域機関の防災対策への助言・支援		① 県地域機関をとおして、県内の市町村防災計画における栄養指導対策の内容を把握している	・県地域機関をとおして、市町村防災計画における栄養指導対策を把握するとともに、県地域機関の市町村支援状況を把握、必要な助言を行う
3 の県内備蓄体制	(1) 備蓄や食料協定の把握	① 県防災部局と連携し、県の備蓄品(食料・水)と配給方法、また、食料に係る協定内容を把握している		・県、市町村の備蓄状況(協定内容含む)について把握する
		② 県防災部局との連携により、市町村の備蓄状況について情報を得ている		
	(2) 普及啓発	① 市町村や県地域機関が一般家庭での備蓄の必要性を普及啓発するよう働きかけている(3日分程度)		・各種事業において、一般家庭での災害時の備えについて啓発普及を行う
		① 防災部局と連携し、災害時に不足しがちな食料や災害弱者用の食料の備蓄の種類や量について助言している		
	(3) 協議・連携	① 炊き出しの栄養管理指導について、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等により把握している		・炊き出しの栄養管理指導の役割を確認する
		① 県地域機関をとおして、市町村等の炊き出し体制(炊き出しの場所、献立方法等)について把握している		
		② ①の炊き出し方法について、県地域機関をとおして必要な助言をしている		
4 支援体制の整備	(1) 栄養管理指導	① 外部団体(県栄養士会、県食推、県調理師会、栄養士・調理師養成施設など)と炊き出し体制について協議している		・外部団体の炊き出し支援について協議する
		② 県地域機関に外部団体の炊き出しに関する情報提供を行い、共有化を図っている		
		① 市町村等炊き出し状況の把握		
	(3) 協議・連携	① 県及び市町村の要援護者用食品の備蓄状況を把握し、必要な助言をしている		・県及び市町村の要援護者用食品の備蓄状況を把握する
		② 要援護者用食品リストについて県地域機関なども関係者に情報提供している		
5 へ災害時の要援護者支援	(2) 普及・周知	① 災害時に管理栄養士等が栄養・食生活支援活動を行う仕組みがあることを関係者に周知している		・日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合い、連携を図る
		② 県地域機関をとおして、県内給食施設の備蓄率、マニュアル整備率について把握している		
	6 給食施設への支援	② 県地域機関が行っている給食施設支援状況について把握している		・県地域機関をとおして、給食施設の災害時対応について把握し、必要な助言をする
		③ 県地域機関をとおして、給食施設の災害時対策を支援するための情報提供や助言をしている		
		① 県地域機関及び市町村における栄養指導体制について把握し、必要な会議または研修会等の開催、情報提供等を行っている		
7 災害時の連携体制づくり	7 災害時の連携体制づくり	② 県栄養士会、県食生活改善推進委員協議会、県調理師会等の関係機関を災害時の栄養指導体制に関する検討等を行っている		・災害時の栄養指導対策を進めるための検討を関係者とともに行う
		③ 国と災害時の連携体制について検討している		

(2) 保健所 平常時のセルフチェック表（新潟県）※一部修正

		セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと
1 災害時の栄養指導体制の整備	(1) 災害時の位置付け確認	① 新潟県地域防災計画内容の栄養指導対策を把握している		・新潟県地域防災計画、部災害時初動マニュアル、栄養指導班設置要領により内容及び役割を確認する
		② 栄養指導対策の内容を確認し、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等で災害時対応の進め方をイメージしている		
		③ 栄養指導班設置要領に基づく栄養指導班実施内容(班長及び指導員の役割)を確認している		
		④ 部内の災害時初動マニュアルにおける所属課の役割を把握している		
	(2) の連携化体制	① 部内において、災害時の栄養指導班の具体的な役割が理解されている		・部内体制について関係職種と検討し、栄養指導班の役割を理解してもらう機会を設ける
		② 災害時の対応について、栄養指導班活動で連携する職種(保健師・食品衛生監視員等)と検討している		
		③ 災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している		
	2 支助画防市援言へ災町・の計村	① 管内市町村ごとに、市町村防災計画における栄養・食生活支援の内容を把握している		・市町村防災計画の栄養・食生活支援記載部を入手し、内容を確認とともに、災害時に適切な栄養・食生活支援が行われるよう助言する
3 保備支等援の災害時食料確	(1) 備蓄内容の把握と支援	① 管内の県、市町村、関係団体の備蓄食品・水の量、配給方法を把握している		・備蓄状況、食料の協定状況を把握し、食料の確保、供給体制について関係機関と検討する
		② 市町村、関係団体などへ、適切な備蓄量、種類、保管場所について助言している		
	(2) 協定確認	① 県及び市町村の食料についての協定内容を把握し、適切な供給体制について助言している		・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う
		③ 普及啓発	① 家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)	
	(4) 備蓄に関する協議	① 市町村等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している		・備蓄に関する検討を関係機関と行う
		② 炊き出しの栄養管理指導	① 炊き出しの栄養管理指導について、栄養指導班設置要領、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等によりイメージしている	
	(2) 管内炊き出し状況の把握・支援	① 市町村等の炊き出し内容(場所、熱源・調理機器・食器等の確保など)について把握し、助言している		・市町村等の炊き出し体制を把握し、適切に実施できるよう、他団体の炊き出しの方法を踏まえて助言する
		② 炊き出しを実施するための人材育成・研修を実施または支援している		
		③ 自衛隊などの炊き出し体制について情報収集し、市町村等関係機関へ情報提供している		
	(3) 連携	① 市町村担当者と連携し、炊き出し体制について検討している		
5 災害時要援護者への支援	(1) 要援護者の把握	① 難病患者等災害時に食事に関する対応が必要となる対象者と把握する方法を関係者(保健師等)と共有している		・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を関係者と共有する
		② 市町村における要援護者の把握方法を確認している		
	(2) 要援護者用の食料	① 管内における要援護者に提供できる食品の備蓄状況を把握し、適切に供給できる体制について助言している		・要援護者への食料提供・確保方法を把握し、適切な供給方法について助言する
		② 要援護者用食品を入手できる業者を把握している		
	(3) 普及啓発	① 自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している		・普段の保健活動や広報等を活用し、備蓄の必要性及び災害時に市町村栄養士や県地域機関管理栄養士に相談できることを普及啓発する
		② 災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている		
	(4) 支援体制	① 災害時に対象者への必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている		・日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合い、連携を図る
	6 の給支食援施設へ	① 施設ごとの災害時対応マニュアルの内容について指導・助言している(給食巡回指導時等)		・給食施設における災害時対応について助言・指導するとともに、災害時のネットワーク化を推進する
		② 備蓄食品が整備されているか確認し、内容について指導・助言している(給食巡回指導時等)		
		③ 給食施設を対象とした災害時対応の研修を開催している		
		④ 給食施設間における災害時ネットワークを推進している		
7 づ連災く携害り体制の	① 市町村等関係機関へ、災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている		・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関へ提供して情報を共有する	
	② 市町村及び栄養士会、食生活改善推進委員協議会、調理師会等の関係機関と、災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している(会議及び研修会にて)		・管内関係機関による災害時連携体制づくりを進める	

(3) 市町村 平常時のセルフチェック表（新潟県）※一部修正

セルフチェック項目			チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと																		
1 市 町 村 防 災 計 画 に お け る 栄 養 指 導 体 制 の 整 備	(1) 活 市 支 町 援 村 「 防 内 災 容 計 画 把 握 栄 養 ・ 食 生	① 自市町村防災計画内容を把握している (防災計画 担当課名 _____)		・自市町村防災計画入手し、内容や協議の場を確認する																		
		② 防災計画における所属課の役割を把握している																				
		③ 防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている																				
		④ ③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者(市町村栄養士等)の具体的な役割が決められている (役割の内容 _____)																				
		・ ・ ・ ・ ・		・決められていない場合、所属課内等で栄養・食生活支援の内容や担当者の役割を協議する (具体的な役割は災害時栄養・食生活支援ガイドラインを参照)																		
	(2) の連 強 携 化 体 制	① 課内で災害時の役割分担を共有している		・課内及び他課関係者で役割分担を共有する機会をつくる																		
		② 庁内他課の栄養・食生活支援関係者(他課所属栄養士等)と災害時の役割分担を共有している																				
		③ 災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している。		・連携体制を検討するとともに日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合う																		
2 時 備 食 蓄 料 等 の の 確 災 保 害	(1)市 町 村 備 蓄 状 況 の 確 認	① 市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先・輸送方法を確認している		・防災担当課に確認し、把握する																		
		② 災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認している																				
	(2)協 定 確 認	① 食料についての協定内容を把握している		・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う																		
		① 家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)																				
	(3)普 及 啓 発	① 防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類・量について検討している		・備蓄に関する検討を関係機関と行う																		
		① 防災担当課及び公立給食施設(学校、保育園他)等と連携し、炊き出し体制が整備されている																				
	(4)連 携	① 災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保健師等)を共有している		・炊き出しの内容を防災担当課等に確認し、適正な炊き出しが行われるよう、関係機関と検討する																		
		(例) <table border="1"><thead><tr><th>対象者</th><th>利用できる台帳</th><th>担当課</th></tr></thead><tbody><tr><td>妊娠婦</td><td>母子手帳交付台帳</td><td>(母子担当課)</td></tr><tr><td>乳児</td><td>乳児健診台帳</td><td>(母子担当課)</td></tr><tr><td>高齢者</td><td>介護保険関連台帳、各種保健台帳</td><td>(地域包括支援センター)</td></tr><tr><td>慢性疾患患者</td><td>事業対象者名簿等</td><td>(老人保健担当課)</td></tr><tr><td>食物アレルギー</td><td>保育園、学校把握台帳</td><td>(保育園、学校等)</td></tr><tr><td>障害者</td><td>手帳交付台帳</td><td>(福祉担当課)</td></tr></tbody></table>	対象者		利用できる台帳	担当課	妊娠婦	母子手帳交付台帳	(母子担当課)	乳児	乳児健診台帳	(母子担当課)	高齢者	介護保険関連台帳、各種保健台帳	(地域包括支援センター)	慢性疾患患者	事業対象者名簿等	(老人保健担当課)	食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	(保育園、学校等)	障害者
対象者	利用できる台帳	担当課																				
妊娠婦	母子手帳交付台帳	(母子担当課)																				
乳児	乳児健診台帳	(母子担当課)																				
高齢者	介護保険関連台帳、各種保健台帳	(地域包括支援センター)																				
慢性疾患患者	事業対象者名簿等	(老人保健担当課)																				
食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	(保育園、学校等)																				
障害者	手帳交付台帳	(福祉担当課)																				
4 災 害 時 要 援 護 者 の 把 握 と 支 援 体 制 の 整 備	(1) 要 援 護 者 の 把 握	① 要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している		・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を関係者と共有する																		
		② 要援護者用食品入手できる業者を把握している ・ ・ ・																				
		① 自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している																				
		① 災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている																				
		② 災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている																				
		① 災害時の食事提供内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している																				
		② 備蓄食品の整備について確認している																				
	(4) 支 援 体 制	① 関係機関へ災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている		・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関へ提供して情報を共有する																		
		② 防災担当課はじめ、庁内関係課及び県地域機関、栄養士会、食生活改善推進委員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している(会議及び研修会にて)		・研修会や会議を通じ、関係機関による災害時の体制づくりを進める																		
5 の る 校 へ 公 周 災 等 保 立 知 害 一 育 給 機 対 に 所 食 能 応 お ・ 施 へ け 学 設																						
6 づ 連 災 く 携 害 り 体 時 制 の																						

◎ 岩手県と関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧

(平成24年2月8日現在)

26 團 26 協 定	生活必需品、 食料及び飲料 の確保	平成8年10月31日	岩手県生活協同組合連合会	災害時における生活物資の確保に関する協定	環境生活部
		平成9年1月16日	(株)川徳	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	商工労働 観光部
		平成9年1月16日	ホーマック(株)	"	
		平成9年1月16日	ジャスコ(株)東北事業本	"	
		平成9年1月29日	(株)イトーヨーカ堂	"	
		平成20年6月23日	(株)ローソン	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	
		平成20年9月30日	(株)ファミリーマート	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	
		平成20年12月22日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	
		平成21年6月1日	(株)サークルKサンクス	災害時における物資の調達に関する協定	
		平成21年11月13日	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時における物資の調達に関する協定	
プロパンガス及び資機材の調達並びに応急対策要員の確保		平成9年1月16日	(社)岩手県高圧ガス保安協会	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	総務部
		燃料の供給	平成19年10月11日	岩手県石油商業組合	災害時における応急対策用燃料の供給
		木炭の確保	平成8年12月25日	(社)岩手県木炭協会	災害時における木炭の確保に関する協定
		乾麺の確保	平成9年1月31日	岩手県乾麺工業協同組合	災害時における食糧の確保に関する協定
		生めんの確保 パンの確保	平成9年1月31日	岩手県生めん協同組合 岩手県パン工業協同組合	"
		食肉加工品の確保	平成8年12月19日	(株)岩手畜産流通センター	"
		牛乳等の確保	平成8年12月19日	岩手県牛乳協会	"
		野菜の確保	平成8年11月14日	全国農業協同組合連合会 岩手県支部	災害時における野菜の確保に関する協定
		水産食料の確保	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における水産食料品の確保に関する協定
			平成3年12月19日	岩手県水産加工業協同組合連合会	"
原材料、パン・ミルクの確保		平成8年12月26日	(財)岩手県学校給食会	災害時における学校給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に関する協定	教育委員会
		精米の供給及び玄米の搗精	平成18年12月25日	(株)純情米いわて	災害時における食料の確保に関する協定
		飲料の確保	平成19年1月25日	(株)岩泉産業開発	災害時における飲料の確保に関する協定
			平成19年1月25日	サントリーフーズ(株)	"
			平成19年1月25日	みちのくコカコーラボトリング(株)	"

※ 別途、(公財) 岩手県生活衛生営業指導センターはH25.3.25に知事と締結

(出典：岩手県地域防災計画 資料編)

◎ 大船渡市と株式会社マイヤとの協定書

3-10-11 災害時における応急生活物資の調達に関する協定

(協定趣旨)

第1条 この協定は、災害時に大船渡市（以下「甲」という。）が株式会社マイヤ（以下「乙」という。）に、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 大船渡市以外の災害について、災害時における相互応援協定を締結した市町村等から物資の調達あっせんの要請を受けたとき又は救援の必要が認められるとき。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時において乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請手続等)

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(物資の引渡し及び運搬)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、必要に応じて物資の保有数量の報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては生活福祉部保健福祉課、乙においては販売部営業企画室とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は、平成20年1月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月21日

甲 岩手県大船渡市

代表者 大船渡市長 甘竹勝郎

乙 岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前101番地

株式会社 マイヤ

代表取締役社長 米谷春夫

別表

物 資 一 覧 表

食品	弁当、おにぎり、即席カップ麺、レトルト食品、パン類、缶詰、ビスケット、サバイバルフーズ
飲料	ミネラルウォーター、お茶（ペットボトル、缶、紙パック）、機能性飲料
寝具	毛布
衣類	肌着、靴下、防寒着
日用品	小児用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、哺乳びん、粉ミルク、離乳食
	フェイスタオル、歯磨きセット（ブラシ、歯磨き粉）、髭剃り、シャンプー、石鹼
	ティッシュペーパー（ボックス）、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、トイレットペーパー
	使い捨てカイロ、蚊取り線香
	ビニール傘、ポケットレインコート
	ほうき、ぞうきん、ちりとり、スポンジ、ポリバケツ、タワシ、洗濯用洗剤、台所用洗剤、住宅用洗剤、ごみ袋
	ガーゼマスク、軍手、炊事用ゴム手袋、ビニールひも、ガムテープ、ろうそく、使い捨てライター、乾電池
	なべ、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ
	割りばし、プラスチックフォーク、プラスチックスプーン
	紙皿、紙コップ、アルミホイル、食品包装用ラップフィルム

◎ 避難所での1週間のサイクルメニュー（例示）

- 災害時には、市町村が主体として実施する炊出しや避難所での炊飯、また、自衛隊やボランティア団体等による炊出し支援も想定されますが、事前に献立を用意しておくことで、対応が容易になります。
- 献立例は、最低でも基本献立として1週間分作成しておくことで、基本献立をベースとしたサイクルメニュー化も可能になります。
ポイントとして、自衛隊の炊出しでは焼物用の調理器具が無いことから、焼物料理を避けた献立とすることと、災害時に調達ができる業者を確認しておくことが必要です。
- ここでは、東日本大震災津波の際に実際に大船渡市で使用された献立を例示します。
「1回量」の欄は、人数分の発注量を記入して使用し、「発注の状況」は、物資の配送状況や調理のポイントが記述されています。
- 献立を立案する際は、食事に配慮が必要な方への対応のため、エネルギー及び塩分は食事摂取基準を参考にコントロールし、全粥の食事の方でも食べられるような軟らかい食材を活用することや、アレルギー特定原材料となるべく使用しないようにすること（例：レトルト玉子粥→普通のレトルト粥）、使用する場合もアレルギー表示を献立に示し、代替食も明記する等の配慮が必要です。
その他に、避難所に計りが無い場合は、概量（1個、ひとつまみ等）の併記が必要です。

月曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	魚肉ソーセージ	魚肉ソーセージ	1本		配送予定
	牛乳	牛乳	1杯		毎日配送
	みそ汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		ワンポイント コンソメや醤油など調味料を変えるだけで違うものに変身。
		きやべつ	30g		
		玉ねぎ	20g		配送予定
昼	パン	パン	1コ		
	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		毎日配送
	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
夕	煮物	魚缶詰など	50g		配送予定
		玉ねぎ	60g		ワンポイント 魚缶詰の汁の味を利用し不足分の調味料を足すのがお勧めです。濃い味に不満の場合は、一度水洗いしたものを使用してみましょう。
		ごぼう	10g		
	野菜料理	野菜レシピ対応	1コ		ワンポイント 届いている野菜を活用し、事前にお配りしている簡単レシピ等活用しながら自慢の1品を作ってください。
夜	カットトマト	トマト	1/2個		配送予定
	みそ汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		
		なす	30g		配送予定
		玉ねぎ	30g		

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良いで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。
なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

火曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	おたのしみ				配送予定
	だしの素	1g			避難所の在庫使用
	味噌	10g			
	ごぼう	5g			
	大根	20g			配送予定
	にんじん	5g			
	玉ねぎ	20g			
	きのこ	10g			
	牛乳	牛乳	1杯		
昼	パン	パン	1コ		
	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		
夕	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	カレー	レトルトカレー	1袋		配送予定
	漬物	福神漬	10g		配送予定
	茹できやべつ のサラダ	きやべつ	60g		
		きゅうり	20g		
		ツナ缶	10g		
		コーン	20g		
		ドレッシング	15cc		避難所の在庫使用
	カットトマト	トマト	1/2個		配送予定

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良しで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。

なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

水曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	魚	魚缶詰	1コ		配送予定
	牛乳	牛乳	1杯		毎日配達
	具たくさん汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		
		じゃがいも	30g		
		にんじん	5g		配送予定
		玉ねぎ	20g		
	パン			1コ	
		野菜ジュース	野菜ジュース	1杯	毎日配達
昼	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	肉料理	レトルト製品等	1コ		レトルト製品配達予定
	野菜のお浸し	ほうれん草	100g		配達予定
		焼海苔	0.1		
		しょうゆ	3cc		避難所の在庫対応
	浅漬け	大根	20g		配達予定
		きゅうり	10g		
		塩	適量		避難所の在庫対応
	スープ	コンソメ	0.5g		
		きやべつ	30g		配達予定
		きのこ	10g		
		玉ねぎ	20g		
		塩	0.3g		避難所の在庫対応

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良しで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。

なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

木曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	おたのしみ				配送予定
	具たくさん汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		
		大根	30g		
		きのこ	10g		配送予定
		玉ねぎ	20g		
	牛乳	牛乳	1杯		毎日配送
	パン	パン	1コ		
	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		
昼	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	魚料理	魚缶詰	1コ		配送予定
					ワンポイント じゃが芋（1缶につき5個）と 玉ねぎ（1缶につき3個程度） を薄切りにして鍋に入れ、缶詰 を汁ごと加え、水を漫るくらい 入れた後に火にかけ、汁気がな くなるまで煮るとまた違うおい しさ発見です。缶詰の味だけで 十分。好みでこしょう少々を。
	野菜炒め	ワインナー	20g		配送予定
		きやべつ	50g		
		玉ねぎ	30g		
		ピーマン	10g		
		油	3cc		
夕	果物	果物	1コ		避難所の在庫対応
	けんちん汁	だしの素	1g		配送予定
		味噌	15g		
		にんじん	5g		
		大根	20g		
		長ねぎ	10g		配送予定
		ごぼう	10g		
		豆腐	50g		

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良しで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。

なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

金曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	納豆	納豆	1コ		配送予定
	具たくさん汁	だしの素	1g		避難所の在庫使用
		味噌	10g		
		じゃがいも	30g		配送予定
		たまねぎ	20g		
		牛乳	牛乳	1杯	毎日配送
	パン	パン	1コ		
	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		
	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	野菜のお浸し	魚料理	魚料理(レトルト)	1コ	配送予定
		きやべつ	70g		
		にんじん	10g		
		しょうゆ	3cc		避難所の在庫対応
		大根	20g		配送予定
夕	浅漬け	きゅうり	10g		
		塩	適量		
		だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	15g		
		豚肉	20g		
	豚汁	ごぼう	10g		配送予定
		にんじん	10g		
		大根	20g		
		長ねぎ	10g		

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良しで、ご自由にお使いください。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。

なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

土曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	おたのしみ				配送予定
	牛乳	牛乳	1杯		毎日配送
	具たくさん汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		
		きやべつ	40g		
		玉ねぎ	20g		
		カット高野豆腐	3g		
昼	パン	パン	1コ		毎日配送
	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		
夕	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	じゃがいもの煮物	豚肉	40g		配送予定
		じゃがいも	80g		
		玉ねぎ	40g		
		にんじん	10g		
	レトルトの惣菜	サラダ油	3cc		避難所の在庫対応
		めんつゆ	6cc		
		レトルト惣菜	1コ		
		果物	1コ		
	すいとん汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		めんつゆ	6g		
		すいとん(小麦粉+水)	5g		
		鶏肉	20g		
		ごぼう	10g		
		にんじん	15g		
		長ねぎ	10g		
		大根	30g		

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良いで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。
なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

日曜日のメニュー

	献立名	材料	一人分分量	1回量	発注の状況
朝	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
	おたのしみ				配送予定
	牛乳	牛乳	1杯		毎日配送
	みそ汁	だしの素	1g		避難所の在庫対応
		味噌	10g		
		大根	30g		
		玉ねぎ	30g		
		にんじん	10g		
		パン	1コ		毎日配送
昼	野菜ジュース	野菜ジュース	1杯		
	ご飯	精白米	100g		配給または各避難所
夕	魚料理	レトルト魚	1コ		配送予定
	サラダ	白菜	60g		
		きゅうり	20g		
		ツナ缶	20g		
		ドレッシング	15cc		
	浅漬け	大根	20g		避難所の在庫対応
		きゅうり	10g		
		塩	適量		
		だしの素	1g		
	みそ汁	味噌	10g		
		じゃがいも	30g		配送予定
		玉ねぎ	30g		

この献立は、そのとおり作ってみても良し、調理担当の皆様の腕の見せどころで全く違うものを作っても良いで、ご自由にお使いいただくものです。このような食材の組み合わせで食べていただくことで、栄養バランスがある程度確保されますので参考にしていただければ幸いです。

なお、食材は計画どおり届かない場合もありますので、その際には届いた中で調整をお願いいたします。

おやつの食べ過ぎに 気をつけましょう

甘いお菓子やスナック菓子、
甘い飲み物の飲みすぎと
食べ過ぎは栄養のバランスを壊し、
体調コントロールが難しくなります。



食べる時間（午前中1回、午後1回）と
自分の適量を考えて食べましょう。

詳しくは、
保健スタッフ（管理栄養士）にご相談
願います。

担当： 課
TEL
FAX

食事(栄養)のことで、ご心配がある方へ

食事や栄養のことで、不安なことや
相談したいことがある方は、
お気軽にご相談ください。

例えば…

- ◆ 離乳食やミルクのこと
- ◆ 普段、糖尿病等で、食事制限をしている
- ◆ 固いものが食べにくい(ご高齢の方など)
- ◆ アレルギーがある など

上記以外でも食事や栄養のことで気になる
ことがあればご相談ください。避難所の食事
担当の方へお伝えいただいても結構です。

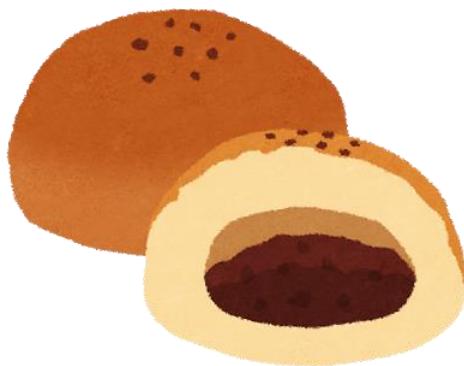
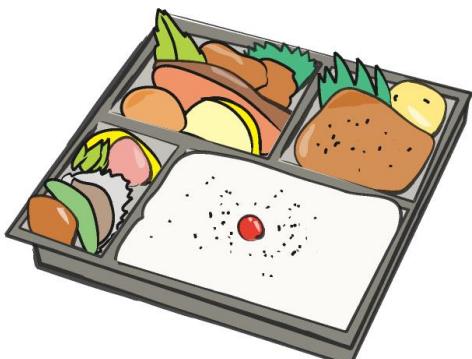
【相談先】

相談窓口 ○○○○課

連絡先 TEL () -

FAX () -

残った食事は とっておかない！



古くなった食物は食中毒の原因になります。

お手元にある支援物資の賞味期限を
よく見てから、食べてください。

担当： 課

TEL

FAX

◎ 派遣に係る必要物品

被災地への派遣時は、支援活動に必要な物品をできる限り持参し、現地で即座に活動できるように準備することが必要である。

<活動時の服装>

- 自治体の防災服、所属及び職名が記されたベストや腕章等
- 本人の名札（身分証明書）
- 靴は底の厚いもの、災害状況によっては安全靴（長靴）
- 防寒服（特に冬季は保温に留意）
- フード付き合羽（雨天時）
- 必要に応じてヘルメットや軍手

<携帯品>

- リュックサック（両手が使え、動作がしやすい）
- ウエストポーチ（貴重品など）

<栄養・食生活支援に必要な物品>

- 各種資料（離乳食、食物アレルギー、糖尿病・高血圧・腎臓病等、嚥下困難、褥瘡等）
- 食品成分表、食品 80kcal ガイドブック等
- ガイドライン、マニュアル等

<活動用品>

- 筆記用具等の事務用品
- 電卓
- 懐中電灯
- デジタルカメラ
- ノートパソコン
- 地図
- ラジオ
- 消耗品等
ビニール袋、ごみ袋、ウェットティッシュ、消毒用アルコール

<個人物品>

- 健康保険証、常備薬
- 宿泊セット、着替え、寝袋、カイロ（冬季）、上履き、マスク、タオル
- 水筒（水）、非常食、携帯食

<移動手段>

- 車輌（公用車等の手配）

◎ 県内の特定給食施設等の状況

(平成 24 年 3 月現在)

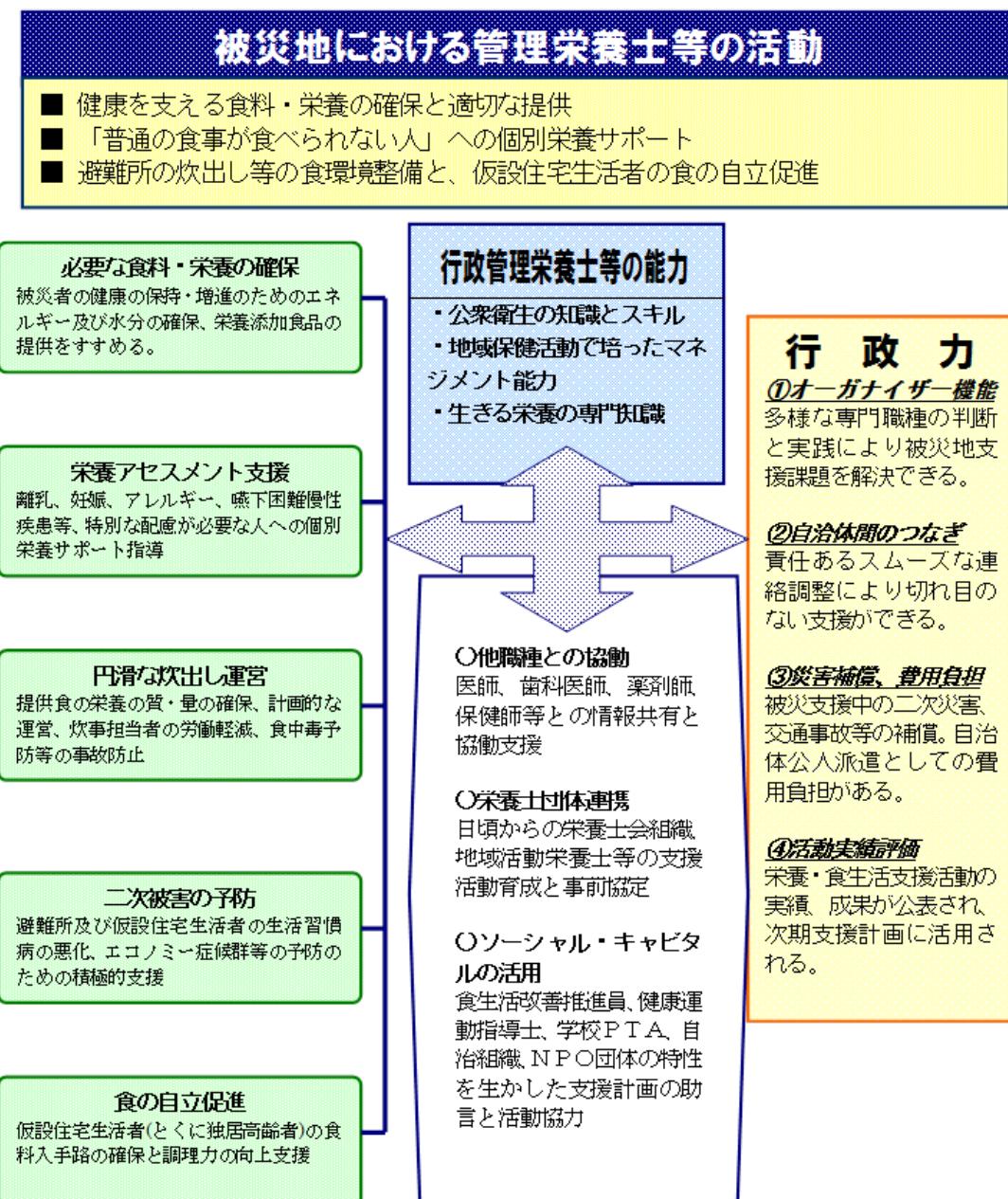
区分	施設区分	管理栄養士及び栄養士配置施設	管理栄養士のみ配置施設	栄養士のみ配置施設	未配置施設	計
特定給食施設 (指定施設)	①学校					
	②病院	3	6			9
	③介護老人保健施設					
	④老人保健施設					
	⑤児童福祉施設					
	⑥社会福祉施設					
	⑦事業所					
	⑧寄宿舎					
	⑨矯正施設					
	⑩自衛隊		1			1
	⑪一般給食センター					
	⑫その他					
特定給食施設	①学校	14	26	43	7	90
	②病院	25	12			37
	③介護老人保健施設	24	7	3		34
	④老人保健施設	14	7	10		31
	⑤児童福祉施設	2	3	38	10	53
	⑥社会福祉施設	1	1	3		5
	⑦事業所		1	3	5	9
	⑧寄宿舎			3		3
	⑨矯正施設					
	⑩自衛隊					
	⑪一般給食センター			1	1	2
	⑫その他			1		1
その他の給食施設	①学校			3	7	10
	②病院	7	5	3		15
	③介護老人保健施設	1	4	5		10
	④老人保健施設	23	12	50		85
	⑤児童福祉施設	6	2	87	68	163
	⑥社会福祉施設	3	5	28	2	38
	⑦事業所		1		1	2
	⑧寄宿舎		1	2		3
	⑨矯正施設					
	⑩自衛隊			1		1
	⑪一般給食センター					
	⑫その他				1	1
計		123	94	284	102	603

◎ 災害時における管理栄養士等派遣の状況について

東日本大震災津波では、多くの管理栄養士等による栄養・食生活支援が実施されたが、ここでは、管理栄養士等の派遣支援による活動の必要性と東日本大震災津波における管理栄養士等による活動の検証について記述する。

1 派遣支援の必要性

① 被災地における管理栄養士等の活動



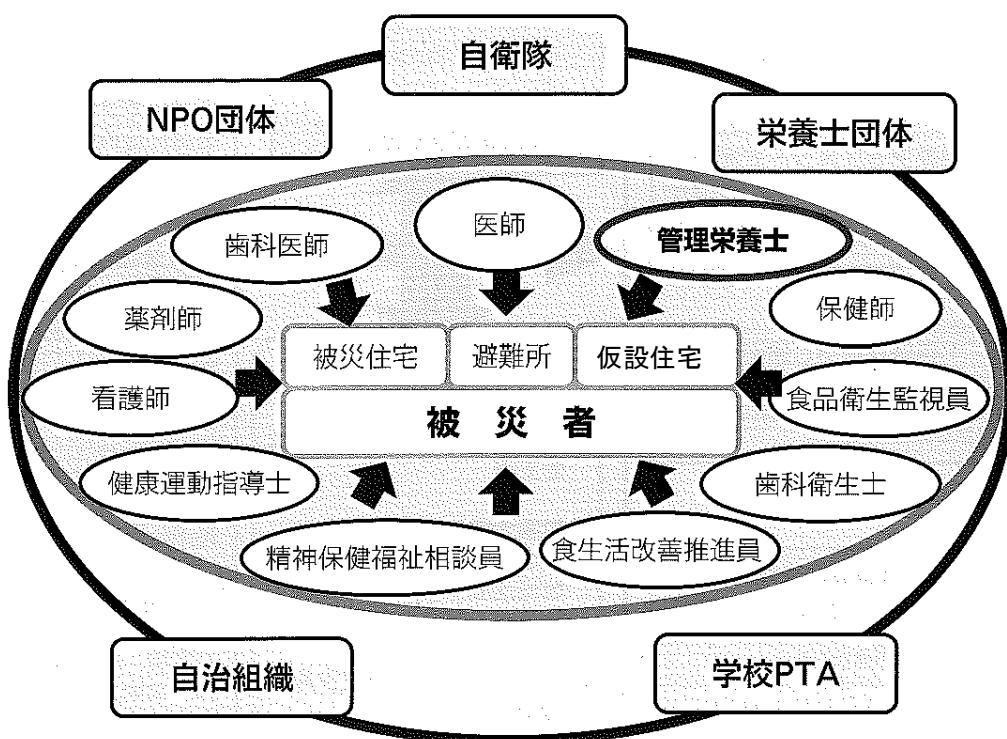
※被災内容、規模によって活動は大きく異なると思われるが、行政組織に属する管理栄養士は住民の生命を守ること、健康の保持増進のためにあらゆる能力、機能を生かした活動をすすめることが責務である。

② 管理栄養士の専門性

災害対応の主体は被災市町村である。都道府県と支援団体は被災市町村が提案する対応・復旧・復興計画が円滑に実施できるよう最大のサポートを行なう。

資質、立場、連携力をもつ行政組織に属する管理栄養士等だからこそ担える被災者の栄養・食生活支援活動であり、被災状況や優先順位、行政責任の大きさを的確に判断した行動が重要である。必要な方々に、迅速かつ適正な栄養と水分の供給を調整し、被災住民の健康を守るのが管理栄養士等の役割であり、支援活動を共に行う保健医療従事者との理解と分担、県内栄養士の活動調整（東日本大震災津波では緊急雇用促進事業を適用し、県が栄養士会員の派遣人材調整を実施）、地域のソーシャル・キャピタルとの協力活動により、市町村計画を実現していく。

<管理栄養士の専門性を活かすための支援活動連携図>

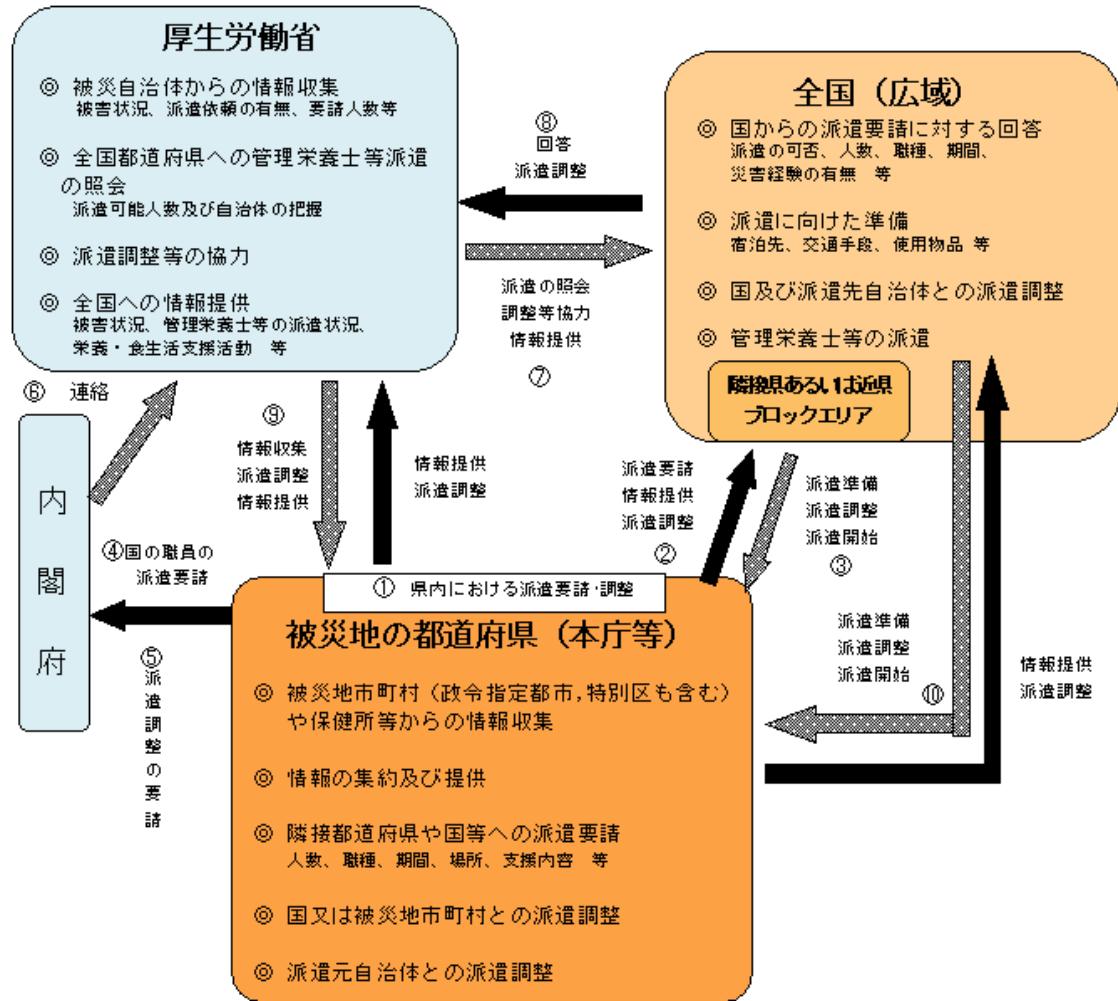


◎ 災害発生時の派遣体制

1 被災地に対する地域保健従事者派遣の仕組み

図<派遣要請から派遣開始までの手続きの流れ（大規模災害の場合）>

※ ①～⑩は図中の番号と対応する



(出典:「被災地への保健師の派遣のあり方に関する検討会」報告書(平成24年度地域保健総合推進事業))

- ① 被災した市町村を管轄する都道府県の本庁（担当部署）は、県内で応援体制を組むことを考え、可能であれば県内市町村へ応援要請をする。（地方自治法第252条の17^{*1}）
 - ② 県内応援のみで対応が困難である場合は、隣接県あるいは近県ブロックエリア等（災害時相互応援協定締結県を含む）への派遣要請をする。（災害時相互応援協定事項、地方自治法第252条の17）その際には、連絡可能な手段（FAXやメール等）にて厚生労働省及び内閣府の双方へ同じ内容の要請の連絡を入れる。
 - ③ ②的回答、派遣準備及び派遣調整を行い、派遣を開始する。

- ④ 被災状況により必要であれば、被災地から国（厚生労働省）の職員の派遣要請を行う。（災害対策基本法第29条^{*2}、厚生労働省防災業務計画第2編第3章第4節2^{*3}）
- ⑤ 災害の規模や質により、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、被災地都道府県は内閣総理大臣宛（内閣府）に地方自治体の職員派遣のあっせん要請を出す。（災害対策基本法第30条第2項^{*4}）その際には、連絡可能な手段（FAXやメール等）にて厚生労働省及び内閣府の双方へ同じ内容の要請の連絡を入れる。
- ⑥ 内閣府経由で厚生労働省に連絡される。
- ⑦ 厚生労働省は被災地都道府県からの派遣要請数を確認し、全国の自治体（保健師統括部署及び健康危機管理担当部署）に対して派遣可否の照会を行うなどの派遣調整を行う。（防災基本計画第2編第2章第7節の1^{*5}、厚生労働省防災業務計画第2編第3章第4節の3^{*6}）
- ⑧ 全国の自治体から、派遣の可否に関する情報が厚生労働省に集約される。
- ⑨ 厚生労働省は、被災都道府県と情報交換しながら、被災都道府県へ派遣元自治体に関する情報を提供するなどの派遣調整の協力や被災地の健康管理における必要な支援を行う。
- ⑩ 派遣元自治体は派遣先が決定後、被災都道府県もしくは派遣先の被災地保健所又は被災地市町村と連携をとり、業務内容などの調整を行って支援に入る。
- ※ 法令等は、平成25年3月現在である。

*1 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがある者を除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

*2 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

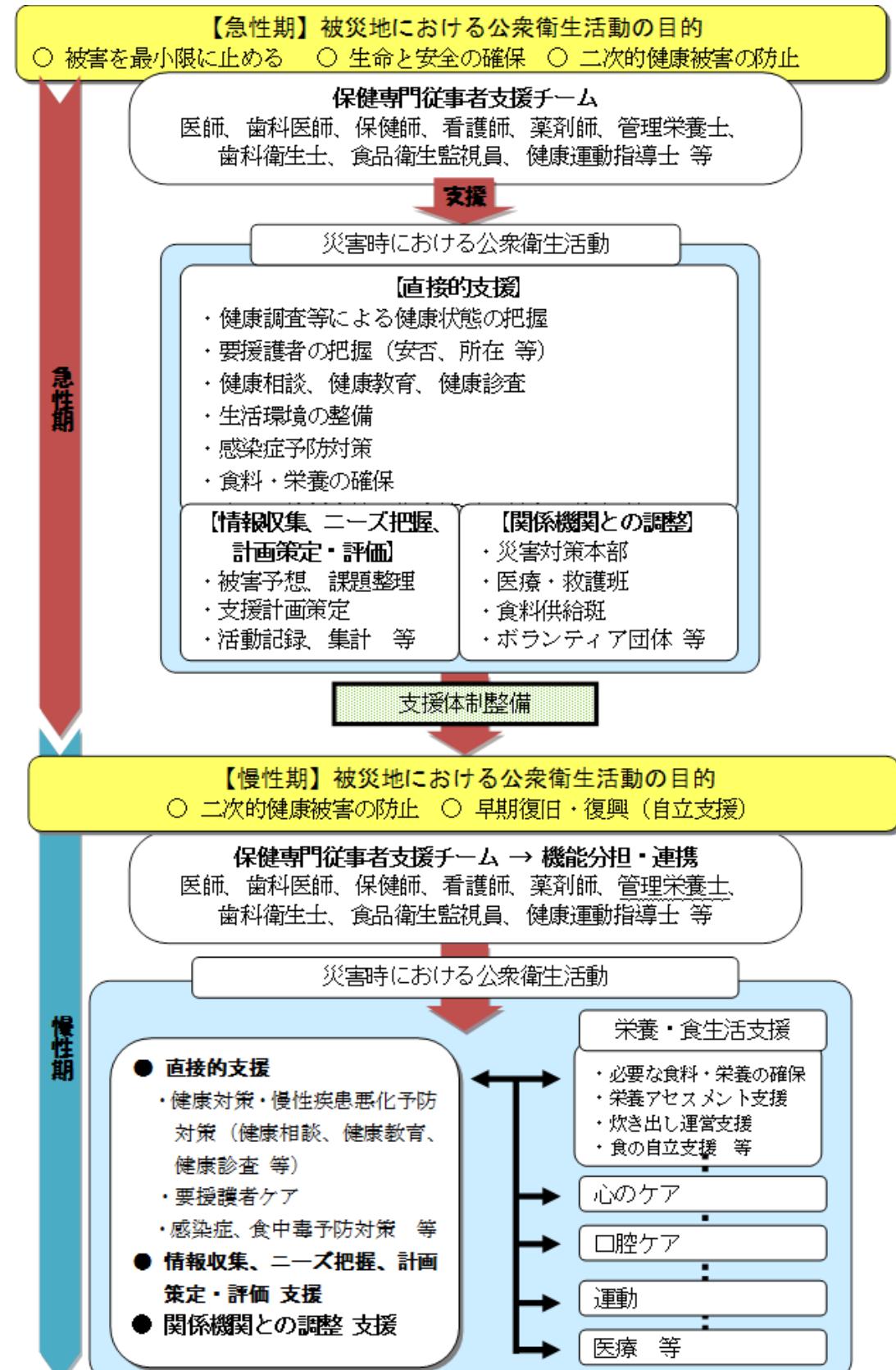
*3 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師および保健師等の派遣を要請する。（国の職員）

*4 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

*5 （前略）厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。（中略）厚生労働省は、必要に応じまたは被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

*6 厚生労働省健康局および社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師および保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

2 地域保健従事者としての管理栄養士の活動



◎ 被災支援者の心構え

支援する管理栄養士は派遣前に以下を確認しておく。

基本姿勢

- 派遣先の管理栄養士等職員自身も被災していることを念頭におき、被災地の住民への支援活動と現地職員を支援する役割を認識して行動する。
- 被災地の職員に余分な負担をかけることがないよう、筆記用具から報告書作成に至るまで、支援活動に必要な物品を持参するとともに、引継ぎなどについても自己完結を図る。
- 混乱の中で被災地職員が、具体的な指示をだすのは困難なことも想定されるため、割り当てられた業務のみではなく、栄養・食生活支援について、派遣管理栄養士が自ら考え、現地の了解を得た上で主体的に活動していく必要がある。
- 被災地は、勉強の場ではない。

支援活動の留意点

- 自分自身の健康管理に注意し、自分の身は自分で守るように心がける。
- 被災者のプライバシーの保護及び秘密の保持に配慮する。研究目的の調査は行わない。
- 避難所等への往復にあたっては、自主的な活動に心がける。
- 支援活動等の状況共有を目的に行われるミーティングには必ず参加できるようにする。
- 栄養・食生活支援をした結果や栄養に関する問題がある被災者の状況等は、活動記録に必ず記入し、現地で担当する保健所管理栄養士等に提出し、情報をつなげる。
- 避難所支援をする場合
 - ・各避難所のリーダー（責任者）に必ず挨拶をし、支援目的を明確に伝えて、まずは代表者等に食生活状況を聞く。
 - ・リーダー（責任者）に無断で炊出し従事者や被災者の質問や栄養指導はしない。
 - ・最後に、リーダーに支援した内容を簡単に説明し、「連絡票」の提示をする。

支援活動の実際

- 活動開始

被災者に負担をかけないよう、共感的に、状況をよく見て思いやりのある態度で対応する。
最初の挨拶は重要であるので自己紹介をして役割を述べる。
- 安心感

説明は、わかりやすく十分に、ゆっくり話す。
- 使用しない言葉

以下の言葉は、心の傷を深め不安感を増すことになりかねないので注意する。

 - ・お気持ちはわかります。・きっと、これが最善だったのです。
 - ・彼は楽になったんですよ。・これが彼女の寿命だったのでしょう。
 - ・頑張ってこれを乗り越えないといけません。・できるだけのことはやったのです。
- 互いの人権を認める言動を

避難所や親戚等に身を寄せている被災者、そこで支援活動をしている市町村職員やボランティアは毎日の緊張の中で精一杯の行動を繰り返しているので、現場の状況を見て批判するような発言、命令するような高飛車な発言は絶対しない。
- 支援者のケア

支援活動中は心身ともにストレスがかかるというリスクが生じるため、十分なセルフケアが必要だが、一人だけで対応しないよう、仲間に伝えるようにする。

◎ 栄養相談の際に確認する身体所見のポイント

(★身体観察ポイント ○問診の参考例 ■栄養指導ポイント)

立ちくらみ

- ★横になっていることが多い
- ★眼瞼結膜
- 食事量の不足はないか
- 貧血はないか
- 貧血予防の指導

味を感じない

- ★濃い味を好む
- 震災後に薬の変化はないか
- たんぱく質や亜鉛の不足がないか
- タバコが増えていないか
- たんぱく質・亜鉛不足がある場合、含有食品の増量指導
- タバコが増えた人は減煙指導

体重増加

- ★太った
- 食事量・間食・飲料等が増えていないか
- 活動量が減っていないか
- 身体を動かすことによつては自由はないか
- 適正な食事・間食・飲酒指導
- ゆっくりよく噛んで食べること
- 散歩等軽運動や日常活動量増加指導

体重減少

- ★やつれた（5%以上の体重減）
- 食事量に不足はないか（量・回数）
- 義歯をなくした、又は義歯が合わないという状況はないか
- 生活習慣病の悪化はないか
- 規則的な食事摂取や食事量確保の指導
- 過度の減少の場合には受診勧奨

肌荒れ

- ★吹き出物や肌乾燥がある
- 食事量の不足や栄養の偏りはないか
- 不足栄養素の增量指導
- 必要に応じたサプリ等の提供

口内炎、口角炎

- ★口内及び口角の炎症がある
- 炭水化物偏重やビタミン不足がないか
- 不足栄養素の增量指導
- ビタミン強化米等の提供

下痢、便秘

- ★何度もトイレに行く
- ★腹痛を訴える、頻繁に放屁がある
- 食事量の不足や偏りはないか
- 食中毒等の危険のある食品の摂取はないか
- 極端な水分制限をしていないか
- 活動量が減っていないか
- 食物繊維の多い食品の増量指導
- 水分の適正化指導（1日2L程度）
- 必要に応じた特保等の提供
- 軽運動や腹部マッサージ指導

足のむくみ、静脈瘤

- ★浮腫や静脈の腫れがある
- 水分や塩分の取り過ぎはないか
- 足の痛みはないか
- 腎臓や心臓に障害はないか
- 座りっぱなし等、活動量が極端に低下していないか
- エコノミークラス症候群のリスクが高いので受診勧奨
- 水分・塩分の適正指導
- 散歩や軽運動のすすめ

(カット・デザイン協力：岩手県一関保健所 互野裕子)

栄養障害を示す身体徴候と補給すべき食品

部位	主な徴候	低栄養	低たんぱく等	VA欠乏	VB2欠乏	ナイアシン欠乏	VC欠乏	鉄欠乏	ヨウ素欠乏
顔面	蒼白、ムーンフェイス、鼻唇の脂漏		●		●			●	
眼	角膜乾燥、ビート斑、角膜軟化症			●					
唇、口	口内炎、口角癰痕、口角症				●				
舌	水腫、鮮紅色舌、亀裂、舌乳頭萎縮				●	●			
歯肉	海綿状、出血、毛状乳頭の萎縮					●	●	●	
皮膚	乾燥、点状出血、ペラグラ、弾力消失	●	●	●		●	●		
爪	匙形爪							●	
分泌腺	甲状腺肥大								●
補給すべき食品		栄養素全般	肉類、卵、大豆製品等	レバー、緑黄野菜	レバー、牛乳等	レバー、魚肉、豆類	野菜、果物、芋類	レバー、赤身肉	レバー、チーズ、卵黄

◎ 災害時の栄養・食生活支援に係る関係法令・通知等

1 国の災害等に関する法令・通知等（保健指導、栄養・食生活関係を抜粋）

（1）災害対策基本法

（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号、最終改正：平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（2）災害救助法

（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号、最終改正：平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）

第二章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(3) 防災基本計画

(平成 26 年 1 月 17 日施行)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

(2) 医療活動関係

- 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

7 避難収容及び情報提供活動関係

(2) 避難所

- 地方公共団体は、指定避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

8 物資の調達、供給活動関係

- 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。
- 物資関係省庁〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品及び燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。
- 国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については、毎年度調査するものとする。
食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、育児用調製粉乳、飲料水（ペットボトル）
生活必需品…毛布、小型エンジン発電機、カセットこんろ、カートリッジポンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む。）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ

第2章 災害応急対策

第6節 避難収容及び情報提供活動

2 避難所

(2) 避難所の運営管理等

- 地方公共団体は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、地方公共団体は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 地方公共団体は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

- 避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

- 厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
- 厚生労働省及び環境省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

（4）厚生労働省防災業務計画

（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定、平成 21 年 3 月 10 日厚生労働省発社援
110310001 号修正）

第2編 災害応急対策

第2章 災害救助法の適用

第2節 災害救助法による救助の実施

第2 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- 1 被災都道府県は、事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行う。
- 2 被災都道府県は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- 3 被災都道府県は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努める。
- 4 被災都道府県は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備する。

第3章 医療・保健に係る対策

第4節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。
 - (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。
- 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。
- 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第4章 福祉に係る対策

第3節 社会福祉施設等に係る対策

- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。

- 4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。
- 5 被災都道府県及び厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを助言することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

（5）農林水産省防災業務計画

（昭和38年9月6日38総第915号農林事務次官依命通知、平成25年8月8日25経営第1108号修正）

第2編 震災対策

第2章 震災応急対応

第1節 応急用食料・物資等関係

1 応急用食料・物資の支援

- (1) 震災時に応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）等農林水産省の所管に係る物資（以下「応急用食料・物資」という。）を円滑に調達・供給するため、農林水産省に食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。また、地方公共団体等においても、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努める。
 - ① 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料・物資の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の供給を行う。その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料・物資が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言する。
 - ② 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の円滑な供給を行う。
- (2) 毎年定期的に実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料・物資の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に必要に応じ提示するとともに、その他の生鮮食料等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して供給可能量を必要に応じ提示する。
- (3) 政府災害対策本部等又は都道府県知事から具体的な要請があつた応急用食料・物資について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行う。

- (4) 必要に応じ、政府災害対策本部等又は被災地域の都道府県から、応急用食料・物資の調達・供給に関する支援要請があった場合は、直ちに関係機関との連携の下に必要な情報を政府内で共有して支援を開始する。また、被災地域の都道府県からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間、要請を待たずに応急用食料・物資の調達・供給を行う場合は、政府内で可能な限りの入手情報を共有し、遅延なく支援を開始する。
- (5) 応急用食料・物資の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長、内閣府沖縄総合事務局長及び森林管理局長は、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、応急用食料・物資の需給状況を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告する。なお、一の地方公共団体に複数の地方支分部局が存する場合は、担当の地方支分部局をあらかじめ指定する。また、地方公共団体に職員を派遣している場合にあっては、当該職員を活用する。
- (6) 関係業者又はその団体等からの応急用食料・物資の無償提供の申出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、必要に応じ、関係都道府県に連絡し、政府災害対策本部等、関係行政機関と連絡調整の上、輸送手段のあっせん等供給体制を構築する。
- (7) 平常時における措置として、震災に備えて応急用食料・物資の調達・供給体制の整備を次により行う。
- ① 主食系の食料として、米穀を備蓄する。
 - ② 災害が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、包装米飯等の応急用食料について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。なお、応急用食料については、毎年定期的に調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知する。また、木炭・煉炭・薪等についても、災害時に備え、供給可能な量の把握を行う。
 - ③ 自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料・物資の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地への供給が円滑に行われるよう努める。
 - ④ 家庭における備蓄を推進するよう、関係機関と協力する。

（6）防衛省防災業務計画

（平成 24 年 12 月 21 日）

第三 災害時における措置

8 災害派遣時に実施する救援活動

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

（7）文部科学省防災業務計画

（平成13年1月6日12文科人第28号文部科学大臣決定、平成24年11月20日文科施第353号修正）

第2編 地震災害対策

第4節 教育に関する応急措置

（2）教育に関する応急措置に対する援助

- ・ 学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

第8節 被災者の救護活動への連携、協力

（1）物資等の援助

- ・ 被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災者受入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、関係大学及び関係機関に対し、協力を要請する。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出しについて、関係都道府県及び関係機関に対し、協力を要請する。

（8）大規模災害における応急救助の指針について

（平成9年6月30日社援保第122号社会援護局保護課長通知）

第2 応急救助の実施

3 食料、飲料水の供給

（1）食料等の迅速な供給

食料、飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を図っておくこと。

（2）要援護者に配慮した食料の備蓄

備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に要援護者の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

（3）食料の質の確保

ア 食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要援護者に対する配慮等、質の確保についても配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。

イ ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ウ 一定の期間が経過した段階においては、被災者自らが生活を再開していくという観点から、また、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、被災者自身による炊事が重要なことから、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

（9）地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について

（平成25年3月29日付け健が発0329第4号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知）

1 都道府県

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑥ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、市町村や関係機関等と調整を行い、必要なネットワークの整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関わること。また、地域防災計画に基づく的確な対応を確保するため、市町村の地域防災計画における栄養・食生活の支援内容と連動するよう調整を行うとともに、関係機関や関係者等との支援体制の整備を行うこと。

2 保健所設置市及び特別区

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑤ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、近隣自治体や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、保健所設置市又は特別区の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関わること。

3 市町村

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

③ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、都道府県や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画等を踏まえ、市町村の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局と調整を行うこと。

(10) 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について

(平成 25 年 3 月 29 日付け健が発 0329 第 3 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)

第 2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

6 災害等の備えについて

災害等に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

(11) 東日本大震災における震災関連死に関する報告

(平成 24 年 8 月 21 日、震災関連死に関する検討会（復興庁）)

4 今後の対応

(2) 今後の地震・津波等の災害に係る対応

ケ 被災地への物資の円滑な供給、ライフライン等の迅速な復旧

1) 物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すべきである。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図るべきである。

(12) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

(平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当）)

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

(3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

8 衛生・巡回診療・保健

(1) 各避難所への保健師等の巡回

- ① 市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施すること。
- ② そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図ること。
- ③ また、プライバシーに配慮して診察を受けることができるよう、被災者のプライバシーの確保を徹底し、可能な限り診察スペースも設けることが望ましいこと。

(2) 各避難所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康新たんをできるようにすること。

(3) 避難者に対する避難所内の巡回活動

- ① 避難所運営スタッフやボランティアの活用により、第2の8の(1)の結果を踏まえて避難所の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行なえるように体制を構築しておくこと。
- ② 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へつなげるなどの対応を図ることが適切であること。

2 県の災害等に関する法令・通知等（保健指導、栄養・食生活関係のみを抜粋）

（1）岩手県地域防災計画

（平成25年3月28日岩手県防災会議決定）

岩手県地域防災計画（本編）

第2章 災害予防計画

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。

2 市町村の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第3 県民及び事業所の役割

1 県民の役割

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第3章 災害応急対策計画

第16節 医療・保健計画

第2 実施機関（責任者）

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
保健福祉部	健康国保課	保健環境班	1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。）

第7 災害中長期における医療体制

2 健康管理活動の実施

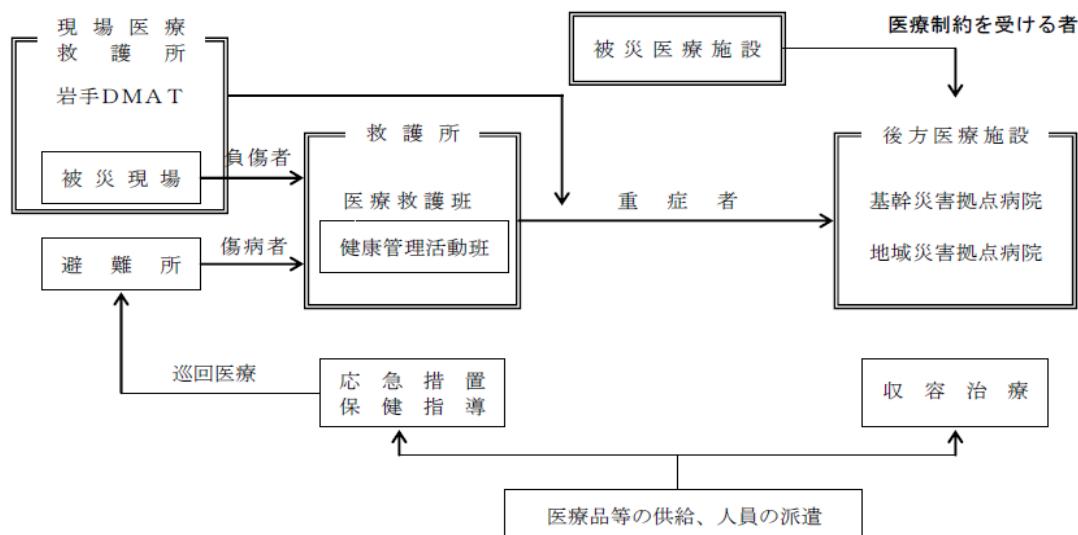
- 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

[健康管理活動班編成表資料編 3-16-11]

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
市町村	市町村班	8班	保健師 1名以上
岩手県	保健環境班	22班	栄養士 1名

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所に収容されている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

災害時における医療・健康管理活動の流れ（イメージ）



注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第17節 食料、生活必需品等供給計画

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局	物資の確保
東北農政局（盛岡地域センター、奥州地域センター）	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	一	1 他の都道府県に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請 3 プロパンガスの調達及びあっせん
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	食品衛生の確保
	県民生活センター	総務班	災害における応援協定に基づく生活関連物資の調達
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括
	地域福祉課		災害救助法による物資供給に係る費用支弁等の統括
	障がい保健福祉課		障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん
商工労働観光部	商工企画室	総務班	1 物資供給に係る統括 2 被災市町村の物資の要請の受付 3 燃料の確保、調達及びあっせん
	経営支援課	総務班	物資調達の統括
	産業経済交流課	総務班	物資の集積拠点及び在庫の管理
農林水産部	流通課	農林班	1 食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡
	林業振興課	農林班	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん
	水産振興課	水産班	

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

- 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難所に収容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）・流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
 - エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
 - オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

- 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

[支給物資の種類、支給基準数量等資料編3-17-1]

3-17-1 支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

〔1人当たりの供給数量〕

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

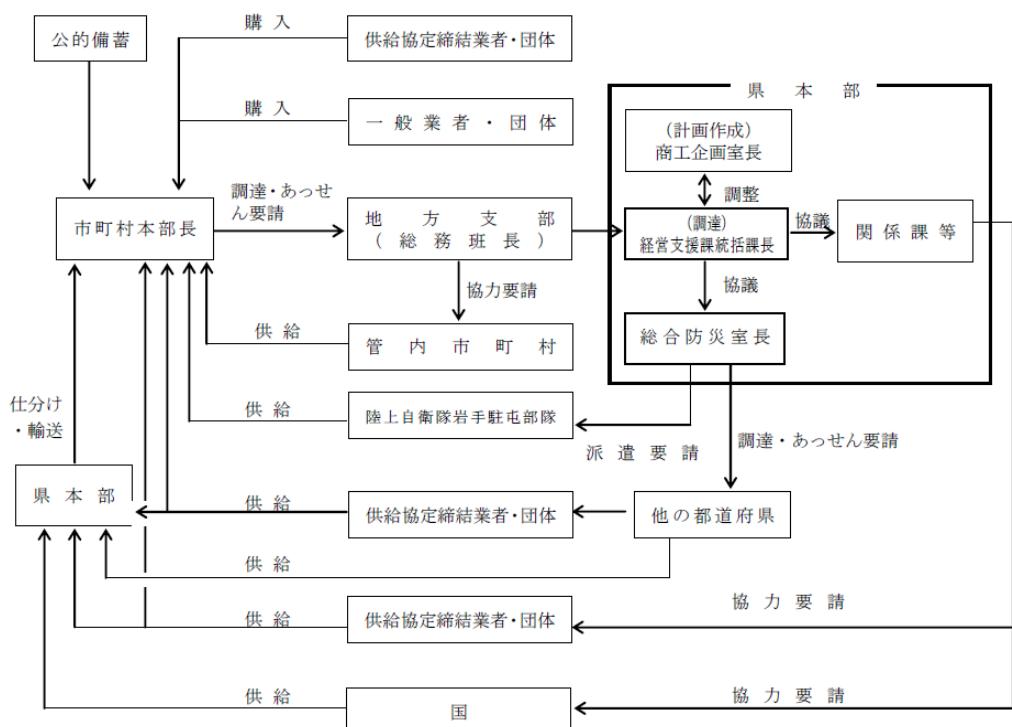
- 市町村本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- 市町村本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

- 市町村本部長は、必要な物資を調達できない場合は、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し物資の調達又はあっせんを要請する。
- 地方支部総務班長は、隣接する他の市町村長に連絡し、物資を確保する。物資を確保できない場合は、県本部長に対し、要請事項を報告する。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村との連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。
- 県本部長は、次により物資を確保する。
 - ア 商工労働観光部商企画室長は、市町村からの要請内容に基づき、「物資の調達計画」を作成し、同部経営支援課統括課長は、当該計画に基づき、県本部の関係課と協議する。
 - イ 県本部の関係課は、国、関係業者・団体等と調整を行い、物資を確保するが、必要量を確保できない場合には、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、総務部総合防災室長は、国、都道府県等に物資の調達又はあっせんを要請する。
 - ウ 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続については、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、国、都道府県等からの救援物資の受入れを担当するとともに、これを保管し、市町村本部長からの求めに応じ、配分する。

[災害時の政府所有米穀の供給に関する手続きについて資料編3-17-2（添付省略）]

[米穀の買入れ・販売等に関する基本要領資料編3-17-3（添付省略）]

物資の調達・供給系統図



4 物資の輸送及び保管

- 県本部長は、次により、物資の輸送を行う。
 - ア 県本部の担当課長は、市町村本部又は輸送拠点（市町村と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、市町村本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- 市町村本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

- (1) 物資の支給等
 - 原則として、物資は支給することとし、市町村本部長が指定したものに限り、貸与する。
 - 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市町村役場（支所、出張所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。
- (2) 食料の供給における留意事項
 - 市町村本部長は、あらかじめ、炊出し方法等を定める。
 - 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
 - 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
 - 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市町村本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

- 市町村本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

- 市町村本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給るべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、被災市町村における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。
- 県本部長は、輸送拠点にある物資の在庫量を常時把握するよう努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

◎災害時の栄養・食生活支援 関係機関・団体一覧（令和4年7月現在）

本庁

関係機関・団体名	住 所	電話・FAX
保健福祉部健康国保課 (栄養・食生活支援担当課)	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	TEL 019-629-5468 FAX 019-629-5474
農林水産部流通課 (食料品等物資担当)		TEL 019-629-5732 FAX 019-651-7172
環境生活部県民くらしの安全課 (食品衛生担当)		TEL 019-629-5323 FAX 019-629-5279

保健所

関係機関・団体名	住 所	電話・FAX
岩手県県央保健所	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	TEL 019-629-6569 FAX 019-629-6594
岩手県中部保健所	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	TEL 0198-22-2331 FAX 0198-24-9240
岩手県奥州保健所	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	TEL 0197-22-2831 FAX 0197-25-4106
岩手県一関保健所	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	TEL 0191-26-1415 FAX 0191-26-3565
岩手県大船渡保健所	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	TEL 0192-27-9922 FAX 0192-27-4197
岩手県釜石保健所	〒026-0043 釜石市新町 6-50	TEL 0193-25-2710 FAX 0193-25-2294
岩手県宮古保健所	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	TEL 0193-64-2218 FAX 0193-63-5602
岩手県久慈保健所	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	TEL 0194-66-9680 FAX 0194-52-3919
岩手県二戸保健所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	TEL 0195-23-9206 FAX 0195-23-6432
盛岡市保健所	〒020-0884 盛岡市神明町 3-29	TEL 019-603-8302 FAX 019-654-5665

市町村

関係機関・団体名	住 所	電話・FAX
盛岡市健康増進課 成人保健担当	〒020-0884 盛岡市神明町 3-29	TEL 019-603-8305 FAX 019-654-5665
宮古市保健福祉部健康課	〒027-8501 宮古市宮町1丁目 1-30	TEL 0193-64-0111 FAX 0193-64-5464
大船渡市保健福祉部 健康推進課	〒022-0003 大船渡市盛町字下館下 14-1	TEL 0192-27-1581 FAX 0192-22-8572
花巻市健康福祉部 健康づくり課	〒025-0055 花巻市南万丁目 970-5	TEL 0198-23-3121 FAX 0198-23-3122
北上市健康づくり課	〒024-0092 北上市新穀町一丁目 4-1	TEL 0197-72-8295 FAX 0197-65-6039
久慈市保健推進課保健係	〒028-0014 久慈市旭町 8-100-1	TEL 0194-61-3316 FAX 0194-52-3197
遠野市遠野健康福祉の里 (遠野市健康福祉部)	〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	TEL 0198-62-5111 FAX 0198-62-1599
一関市保健福祉部 健康づくり課	〒021-0026 一関市山目字前田 13-1	TEL 0191-21-2160 FAX 0191-21-4656
陸前高田市福祉部 保健課	〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地	TEL 0192-54-2111 FAX 0192-54-3888
釜石市健康推進課	〒026-0025 釜石市大渡町 3-15-26	TEL 0193-22-0179 FAX 0193-22-6375
二戸市健康福祉部 国保予防課	〒028-6198 二戸市福岡字八幡下 11-1	TEL 0195-23-1316 FAX 0195-22-1188
八幡平市健康福祉課 健康推進係	〒028-7397 八幡平市野駄 21-170	TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102
奥州市健康こども部 健康増進課	〒023-8501 奥州市水沢大手町 1-1	TEL 0197-24-2111 FAX 0197-51-2373
滝沢市健康推進課 成人保健担当	〒020-0692 滝沢市中鶴飼 55	TEL 019-684-2111 FAX 019-684-2245
零石町健康子育て課 健康推進係	〒020-0542 零石町万田渡 74-1	TEL 019-692-2227 FAX 019-692-0308

関係機関・団体名	住 所	電話・FAX
葛巻町健康福祉課 健康係	〒028-5495 葛巻町葛巻 16-1-1	TEL 0195-66-2111 FAX 0195-67-1060
岩手町健康福祉課 健康推進係	〒028-4395 岩手町大字五日市 10-44	TEL 0195-62-2111 FAX 0195-61-1160
紫波町健康福祉課 健康係	〒028-3392 紫波町紫波中央駅前 2-3-1	TEL 019-672-2111 FAX 019-672-2311
矢巾町健康長寿課 健康づくり係	〒028-3615 矢巾町大字南矢幅 14-78	TEL 019-611-2827 FAX 019-698-1214
西和賀町健康福祉課	〒029-5692 西和賀町沢内字太田 2-81-1	TEL 0197-85-3411 FAX 0197-85-2119
金ヶ崎町 保健福祉センター	〒029-4503 金ヶ崎町西根鎌水 98	TEL 0197-44-4560 FAX 0197-44-4337
平泉町保健センター 保健指導係	〒029-4192 平泉町平泉字志羅山 45-2	TEL 0191-46-5571 FAX 0191-46-2204
住田町保健福祉課 健康推進係	〒029-2396 住田町世田米字川向 88-1	TEL 0192-46-3862 FAX 0192-46-2489
大槌町保健福祉課 健康長寿班	〒028-1192 大槌町上町 1-3	TEL 0193-42-8716 FAX 0193-42-4314
山田町健康子ども課 健康チーム健康づくり係	〒028-1392 山田町八幡町 3-20	TEL 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989
岩泉町健康推進課	〒027-0595 岩泉町岩泉字惣畠 59-5	TEL 0194-22-2111 FAX 0194-22-3562
田野畠村健康福祉課 健康福祉班	〒028-8407 田野畠村田野畠 120-3	TEL 0194-33-3102 FAX 0194-33-3171
普代村住民福祉課 保健センター	〒028-8392 普代村 9-13-2	TEL 0194-35-2211 FAX 0194-36-1040
軽米町健康福祉課 健康づくり担当	〒028-6302 軽米町大字軽米 2-54-5	TEL 0195-46-4111 FAX 0195-46-2677

関係機関・団体名	住 所	電話番号
野田村保健福祉課保健班 (野田村保健センター)	〒028-8201 野田村大字野田 17-107	TEL 0194-75-4321 FAX 0194-78-3301
九戸村保健福祉課 保健衛生係	〒028-6502 九戸村大字伊保内 10-11-6	TEL 0195-42-2111 FAX 0195-41-1144
洋野町健康増進課 (種市保健センター)	〒028-7914 洋野町種市 22-1-1	TEL 0194-65-3950 FAX 0194-65-3968
一戸町福祉部 健康子ども課	〒028-5312 一戸町一戸字砂森 93-2	TEL 0195-32-3700 FAX 0195-32-3701

主な関係機関・団体

関係機関・団体名	住 所	電話番号
公益社団法人 岩手県栄養士会	〒020-0033 盛岡市盛岡駅前北通 6-50 井上ビル 2 階 10 号室	TEL 019-625-3706 FAX 019-625-3707
岩手県食生活改善推進員 団体連絡協議会	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 (県庁健康国保課内)	TEL 019-629-5468 FAX 019-629-5474
盛岡大学栄養科学部 栄養科学科	〒020-0694 滝沢市砂込 808 番地	TEL(代)019-688-5555 FAX 019-688-5577
岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科食物栄養学専攻	〒020-0693 滝沢市巣子 152-52	TEL(代)019-694-2900 FAX(代)019-694-2901
修紅短期大学食物栄養学科	〒021-0902 一関市萩荘字竹際 49-1	TEL 0191-24-2211 FAX 0191-24-2213
一般社団法人岩手県食品衛生 協会	〒020-0021 盛岡市中央通 2 丁目 1-14 岩手食肉会館 2F	TEL 019-651-5418 FAX 019-651-5418
社団法人岩手県調理師会	〒020-0023 盛岡市内丸 16 番 15 号 内丸ビル 302 号	TEL 019-651-0149 FAX 019-651-0149
公益財団法人岩手県生活衛生 営業指導センター	〒020-0883 盛岡市志家町 3 番 13 号 岩手県美容会館内	TEL 019-624-6642 FAX 019-654-2741
いわてアレルギーの会	盛岡市	—
認定 NPO 法人アレルギー支援 ネットワーク名古屋事務局	〒453-0042 愛知県名古屋市中村区大秋町 2 丁目 45-6	TEL 052-485-5208 FAX 03-6893-5801
NPO 法人アレルギーを考える 母の会	〒241-0024 神奈川県横浜市旭区 本村町 17-1-106	TEL 090-3220-4425 FAX 045-362-3106

◎参考、引用文献

- 1 危機管理時の栄養・食生活ガイドライン（岩手県県南広域振興局）
- 2 災害時における栄養・食生活支援マニュアル（富山県厚生部健康課）
- 3 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン実践編（新潟県福祉保健部）
- 4 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府（防災担当））
- 5 岩手県地域防災計画（岩手県）
- 6 大船渡市地域防災計画（大船渡市）
- 7 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン（宮城県）
- 8 地域保健従事者の派遣支援活動ガイドライン（日本公衆衛生協会）
- 9 災害時の栄養・食生活支援マニュアル（社団法人日本栄養士会）
- 10 非常災害時対応マニュアル（(社) 新潟県栄養士会長岡支部）
- 11 大規模災害における保健師の活動マニュアル（日本公衆衛生協会、全国保健師長会）
- 12 岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（初版）（岐阜県健康福祉部保健医療課）

おわりに

本マニュアルの策定にあたっては、下記の委員で構成するワーキンググループを設置し、平成25年度に3回のワーキンググループを開催のうえ検討を行いました。

その他に、各団体等への意見照会も実施し、策定したものです。

本マニュアルの策定にあたり、御尽力いただいたワーキンググループの皆様並びに貴重な御意見をいただいた関係各位に感謝申し上げます。

岩手県災害時栄養・食生活支援マニュアル策定ワーキンググループ

所 属	職	氏 名
公立大学法人岩手県立大学盛岡短期大学部	准教授	乙木 隆子
公益社団法人 岩手県栄養士会	副会長	◎太田代 健二
岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	会長	三浦 フミ子
岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	副会長	中軽米 こう子
大船渡市保健介護センター	所長補佐	菅原 松子
山田町健康福祉課	食育推進係長	吉嶋 和子
岩手県一関保健所	上席栄養士	澤口 真規子
岩手県久慈保健所	主査栄養士	岩山 啓子

◎：リーダー

岩手県災害時栄養・食生活支援マニュアル

平成26年3月
発行：岩手県
事務局：〒020-8570
岩手県盛岡市内丸10-1
保健福祉部健康国保課
TEL019-629-5468